

近世ブラウンシュヴァイク公国における財団・基金の歴史

——財団・基金の宗派・地域史に向けて——

佐々木 博 光

【要約】 現在のドイツは、日本などと異なり、財団の活動が活発である。その淵源はすでに近世に見いだせる。しかし近世ドイツの財団・基金の歴史は、ほとんど未開拓の分野である。将来宗派・地域史の観点から財団に関する比較研究を行うために、その第一歩としてルター派のブラウンシュヴァイク公国の財団史を考察した。財団の種類はおおむね福祉財団と助成財団に分かれた。財団を通じて民間の支援活動は近世末にはすでに日常風景となりつつあったことが、公文書館史料から確認できた。つぎに支援活動に私財を投じた発起人たちの動機を調べるために、彼らに捧げられた追悼説教を考察した。故人の名譽を顕彰する機会である追悼説教で、地域貢献を誇示したいわけありの貴族や市民階級が、自らの基金による支援活動を積極的に語らせた。いつばう君侯や貴族はそれを伏せるか、常套的に済ますのがつねであった。前者の動機が時代とともに優越するであろうという見通しを立てた。

史料 九八巻三号 二〇一五年五月

第一章 問題の所在

二〇一三年春、ジャーナリストのアンドレア・ザイベルは、二〇一二年もドイツで財団が順調に発展したことを好意的に評価した^①。彼女の報ずるところでは、ドイツ連邦共和国には総計ほぼ二万の財団があり、二〇一二年だけで新たに六四五の財団が新設された。一日平均ほぼ二つのペースで新たな財団が生まれた計算になる。国民一〇万人当たりに二四の財

団があつたことになる。^② わたしは日本に関する同種の統計を知らないが、財団の活動に関してはドイツに大きく水をあけられているような印象をもつ。政府広報はしばしば国民に財団のメリットを説き、財団の設立を呼びかけているが、それに対する反応は至って鈍い。

財団とは、民間人や企業などの民間の団体が基金を拠出し、利息を使って特定目的に奉仕することを目指す団体である。目的としては各種福祉の増進、学術助成、スポーツ振興、文化財保護などがある。使途については発起人が自由に決めることができる。ドイツでは財団の基金や利息は課税の対象外となる。つまり税金を払っても納税者はその使途を指定できないが、そのお金で財団を設立すれば使途を自分で決めることができる。^③ ドイツのように財団が発展していることでは、国民が寄付や贈与に前向きであり、その恩恵に預かるチャンスも大きい。いっぽう日本では多くの国民の関心は第一に自分自身のための貯蓄にあり、財団の設立は思うように進まない。欧米と違い、日本では寄付や贈与の文化がなかなか根付かないことがしばしば嘆かれる。寄付や贈与に見られるドイツと日本の違いは、いったいどんな文化的背景に由来するのであろうか。

寄付に対する温度差は、歴史研究の課題としても重要な意味をもつ。国家と財団の関係という点で、国は歳出削減のために福祉や教育支援に民間の資金を呼び込みたいという欲求をつねにもつ。だからといって財団の繁茂を野放しにすれば、税収の減少を招くというジレンマに立たされる。したがって国は法制・税制の両面から財団の成立を極力抑えようとする習性をもつ。このような事情を勘案し、先の記事を寄稿したザイベルは、財団を強権国家に対する市民的不服従の表現と見なしてさえている。^④ このような説明に理があるとすれば、日本で財団が思うように発展しないという事実には、経済史的な課題を超えた意義を認めることができよう。貧弱な寄付文化に、日本の市民社会の未成熟と巨額の国家債務の悪循環を見て取ることも、あながち不当ではあるまい。

財団の発展が思うように進まない日本であるが、近世には多くの基金が存在した。^⑤ 不思議なことにこの伝統は、むしろ

明治政府の欧化政策とともに途絶してしまう。イギリス史の金澤周作によると、明治政府は日本の寄付文化の脆弱を自覚し、欧米の財団制度を学ぶためにしばしば欧米に使節や学者を派遣した。これらの渡航者は欧米の寄付文化の充実に目を見張り、それを極めて高く評価するのがつねで、その利点に関する印象的な報告をもたらした。しかしその後の日本で欧米に匹敵するような寄付文化が興隆することはなかった。なぜ寄付文化の確たる伝統をもつ欧米を範と仰いだ日本で、それまでの自生の寄付文化が萎縮してしまったのであろうか。

ここに間違いなく二つの重要な研究課題が潜んでいる。一つは欧米と日本の寄付文化の間に、寄付の動機、様式、機能の点でいかなる違いがあったのかということである。つぎに寄付文化の本家を範としたにもかかわらず自前の寄付文化が衰退してしまったとすれば、日本のヨーロッパ文化の受容に何か偏りがあったのではないかという疑問が当然浮かぶ。本稿では第一の課題と取り組みたい。時代的には日本にも独自の基金があった時代との並行関係を意識し、特に近世ヨーロッパの寄付文化を対象とする。

近世ヨーロッパの寄付文化に関する従来の研究は、特定の部門に特化するものがほとんどであった。最も研究が集中したのは福祉部門で、それは救貧と呼ばれた。行政が行う公的救貧とは別に、民間が担う私的救貧も重要な役割を果たした。また大学生の助成に関する研究もあるが、それは学生の出身都市や大学を単位とするものがほとんどである。特定部門を越え、寄付文化を総体として扱うには、地域・宗派を限定する必要がある。特に近世においては寄付文化の宗派比較という視点が将来的に見て有効になるはずだ。理由の一つは、資本主義精神の由来という心性史上の課題を宗派比較の観点から考察したマックス・ウェーバーから、政治史・国制史的な視座から宗派的な発展を相対化した近年の宗派化論まで、確実に近世史研究は宗派比較という柱を共有してきたからである。しかし同一宗派であっても地域による偏差が大きいことが指摘されていることから、宗派だけでなく地域といういま一つの限定を設けたい。理由の二つめとして、経験的に見て寄付の重点領域や優先順位が、宗派によって異なるということが挙げられる。寄付文化の宗派・地域比較という課題の出

発点となる事例研究として、ここでは近世のブラウンシュヴァイク公国の財団史と取り組む。宗派としてはルター派地域の寄付文化が問題になる。

考察の手順は以下の通りである。まずブラウンシュヴァイク公国の沿革を略述する。つぎに財団による民間の支援活動の裾野の広さを実感するために、救貧を例にとり、行政による公的な救貧と民間の私的な救貧の占める比重を資金総額の比較を通じて考察する。公的な救貧に劣らぬ私的な救貧の充実振り、後者が前者を確実に補完していたことが明らかになる。つづいて財団の支援活動を考察する。近世ブラウンシュヴァイク公国の財団の活動は、主として救貧事業と各種の就学支援に絞られる。二つの重点領域に沿って、財団の活動をモノグラフィックに説明する。さらに財団発起人のための追悼説教を考察する。単に財団の活動を把握するだけでなく、この史料の分析を通じて財団設立の動機という心理的要因に一步踏み出す。近世のルター派世界に広く普及した追悼説教は、死者やその遺族の意向を強く反映する。しかし当然葬儀や埋葬に立ち会う会衆の視線にも配慮がなされる。財団発起人の追悼説教には、寄付という行為に対する自己認識ばかりか他者評価も垣間見える可能性がある。追悼説教の分析を通じて寄付に対する当時の社会的な評価に迫りたい。ブラウンシュヴァイク公の居城があつたヴォルフエンビュッテル市には、ヘルツォーク・アウグスト図書館という伝統ある諸侯図書館があり、そこには所蔵する追悼説教のデータベースがある。財団の存在を知り、発起人突き止め、その追悼説教を探すという一連の作業が、ここでは容易に進められる。寄付文化の宗派・地域比較史の出発点にブラウンシュヴァイク公国を選んだ最大の理由はここにある。最後にここで得られた成果と日本近世の基金の比較から、二つの寄付文化の異同に関して一つの試論を行いたい。

- ① Stiften gehen, in: *Die Welt* vom Mo. 25. März 2013, 110 | 111, S. 2
ドイツの財団の概況を総括する「Stiften gehen」
Jahren um 10 Milliarden Euro zu, in: *Frankfurter Allgemeine*
- ② Stiften gehen
Zeitung vom Di. 30. September 2014, S. 16.
- ③ 財団制度や財団の発展史について概観する
Strachwitz, Ruprecht

Graf, Die Stiftung — ein Paradox? Zur Legitimität von Stiftungen in einer politischen Ordnung, Stuttgart 2010.

④ Stiften gehen.

⑤ 例へば、大塚まゆみ『「爵族の豪園」の教育理想 江戸時代の「ランシロー」ミネルヴァ書房、二〇一二年；松井孝治『「蘭子」の蘭学 徳政と蘭学のおとぎ』中央公論新社、二〇一一年。

⑥ Kanazawa, Shusaku, Wohltätigkeit und westlicher Einfluss im Japan der Meiji-Zeit, 1868-1912, in: Liedtke, Rainer u. Weber, Klaus (Hg.), Religion und Philantropie in den europaischen Zivilgesellschaften. Entwicklungen im 19. und 20. Jahrhundert, 2009, S. 174-200.

⑦ 近世ハートネルルクの助成財団とハイッテンベルク大学の助成制度を扱ったハートネルの研究が注目に値する。Ebner, Bernhard, Stipendienstiftungen, in Nürnberg. Eine historische Studie zum Funktionszusammenhang der Ausbildungsförderung für Studenten am Beispiel einer Großstadt (15.-20. Jahrhundert), Nürnberg 1994; Göbner, Andreas, Die Studenten an der Universität Wittenberg. Studien zur Kulturgeschichte des studentischen Alltags und zum Stipendienwesen in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts, Leipzig 2003.

⑧ 1645年を境として研究史の展開を「Schorn-Schütte, Luise, E. Troeltschs "Soziallehren" und die gegenwärtige

Frühneuzeitforschung. Zur Diskussion um die Bedeutung von Luthertum und Calvinismus für die Entstehung der modernen Welt,

in: Graf, Friedrich Wilhelm u. Rendtorff, Trutz (Hg.), E. Troeltschs Soziallehren. Studien zu ihrer Interpretation (= Troeltsch-Studien 6) Gütersloh 1993, S. 133-151. 宗派比較の優れた研究成果を「Scholberg-Rüling, Barbara, Kriegen vor Gott — Kriegen vor dem

Kaiser. Zum Ritualwandel im Konfessionskonflikt, in: Althoff, Gerd (Hg.), Zeichen-Rituale-Werte, Münster 2004, S. 501-533; Schorn-Schütte, Umstrittene Theologen. Die Rolle der Hofprediger zwischen Herrscherkritik und Seelsorge im Europa des 16. Und 17. Jahrhunderts, in: Meinhardt, Matthias usw. (Hg.), Religion macht

Politik. Hofgesellschaft im Europa der Frühen Neuzeit (1500-1800) (Wolfenbütteler Forschungen Bd. 137), Wiesbaden 2014, S. 27-47.

⑨ 宗派化論に対しては、ベーター・フリックレと彼の弟子ハインリッヒ・リヒャルト・ントワットが地域性という観点から批判を展開している。ントワットは地域性という観点から「ヘーバーの資本主義テーゼ」の批判を加える。Schmidt, Heinrich R., Kirchenordnung und Kirchennacht im reformierten Europa, in: Reiss, Ansgar und Witt, Sabine (Hg.), Calvinismus. Die Reformierten in Deutschland und Europa, Dresden 2009, S. 351-356.

第二章 ブラウンシュヴァイク公国の沿革

近世のブラウンシュヴァイク公国は、中世のザクセン大公領の地に発する。ヴェルフエン家出身の初のザクセン大公と

なったハインリヒ倨傲公（在位、一二三七―一二三九年）の後を継いだハインリヒ獅子公（在位、一二三九―一二八〇年）は、父倨傲公が一二三八年に国王コンラート三世と対立して失った大公領を一二四二年に取り戻した。北ドイツで獅子公の地位が強大化するのを危惧した皇帝が、この地の貴族の獅子公に対する抵抗を受けて、一一八〇年に獅子公に向かつて全世襲領地と封土の剝奪を宣告した。いわゆる「ハインリヒ獅子公の失脚」とともに、ザクセン大公領はゲルンハウゼンで分割され、西部がケルン大司教、東部がアスカニア家に帰属することになった。その後獅子公は一一八一年にエアフルトの集会で皇帝に屈服し、上ヴェーザー・下エルベ間のかつての世襲の領地を取り戻した。

ブラウンシュヴァイク・リューネブルク公国の設立は一二三五年、皇帝フリードリヒ二世が獅子公の孫オットー小児公を帝国諸侯身分に取り立てたことに発する。一二六七年には大公領のブラウンシュヴァイク侯国とリューネブルク侯国への分割が、オットー小児公の息子アルブレヒトとヨハンの間で行われた。公国はさらに併合、分割を繰り返し、リューネブルク系統、ヴォルフエンビュッテル系統（一二四三年頃ブラウンシュヴァイクが帝国都市待遇の地位を得て、ブラウンシュヴァイク系統の大公の居城がヴォルフエンビュッテルに移ったことによる）、カレンブルク系統の三家に分かれた（地図Ⅰ参照）。以下ではヴォルフエンビュッテル系統の歴史が問題になる。

ヨハンネス・ブーゲンハーゲンの努力によって一五二八年ブラウンシュヴァイク市に宗教改革が導入された。これはカトリック信仰に頑なに固執する小ハインリヒ公（在位、一五一四―一五六八年）の意思に反して行われた。シユマルカルデン同盟が小ハインリヒ公を追放して一時的にヴォルフエンビュッテル公領を支配することもあったが（一五四二―一五四七年）、最終的に一五六八年プロテスタントを支持する息子のユリウス公（在位、一五六八―一五八九年）が即位し、ヴォルフエンビュッテル公領に宗教改革が導入された。しかしユリウス公は彼の父同様その後も皇帝を支持しつづけた。一五七六年には領内にヘルムシュテット大学が創設される。

三十年戦争中の一六三四年にフリードリヒ・ウルリヒ公が継嗣を残さずに没し、ヴォルフエンビュッテル系統の直系は

以下より抜粋・編集, Jarck, Horst-Rüdiger, und Schildt, Gerhard (Hg.), *Die Braunschweigische Landesgeschichte. Jahrtausendrückblick einer Region*, Braunschweig 2000, S. 452f.

途絶えた。相続順位に従えばリューネブルク系統から跡継ぎを迎えるべきところであったが、ヴォルフエンビュッテル公領では傍系のダンネンベルク家から小アウグスト公が迎えられ即位した（在位、一六三五―一六六六年）。一六四三年によく小アウグスト公はヴォルフエンビュッテルの居城に入り、当地に彼の名にちなんだヘルツォーク・アウグスト図書館を創設した。ブラウンシュヴァイク市は自由市の待遇を享受したが、たびたび歴代公の包囲にあった。最終的に一六七一年市は占領され、結局ヴォルフエンビュッテル系統の単独所有に入り、領邦都市となった。

以後のブラウンシュヴァイク・ヴォルフエンビュッテル公国の歴史を、公国が消滅する一九一八年まで概観したい。公国はバロック期のアントン・ウルリヒ公（在位、一六八五―一七二四年）の時代に最盛期を迎える。カール一世公（在位、一七三五―一七八〇年）の時代には重商主義と啓蒙絶対主義の精神の下、一連の措置が講じられた（地図Ⅱ参照）。一八〇六年、カール・ヴィルヘルム・フェルディナント公（在位、一七八〇―一八〇六年）がアウエルシュタットの戦いの負傷が原因で没すると、公国はナポレオンによって占領され、彼の弟ジェロームのヴェストファーレン王国に編入された（一八〇七―一八三三年）。一八一〇年にはジェローム王によってヘルムシュテット大学が閉鎖される。一八一三年にブラウンシュヴァイク公国はフリードリヒ・ヴィルヘルム公の手に戻ったが、一八一五年に公が戦死すると、公国は摂政官の、その後一八二〇年から一八三三年までは英国王ジョージ四世の後見支配下に置かれた。一八三三年のカール二世の即位から、一八七一年のドイツ統一を越えて存続したブラウンシュヴァイク公国は、最後のエルンスト・アウグスト公（在位、一九一三―一九一八年）が一九一八年一月八日に労兵評議会の退位証書に署名したことで、その歴史の幕を閉じた。^①

本稿の課題にとって必要になる人口史に関する情報について最後に附言したい。ブラウンシュヴァイク邦の地区台帳に記載されている人口調査の結果によると、一七七四年が一四七・〇四人、一七九八年が一八九・六三三人、一八二三年が二三三・〇九四人となる。すべての地区の人口調査がこの年に行われているわけではないので、これはあくまでも概数であって、端数に意味はない。したがって一七七四年が一五万、一七九八年が一十九万、一八二三年が二三万人とひとまず押さえ



地図Ⅱ ブラウンシュヴァイク公国（一七八〇年）

以下より抜粋・編集, Jarck, *a.a.O.*, S. 588f.

ておきたい。^②

- ① 以上のブラウンシュヴァイク公国の通史の記述は、主として以下の論稿に依った。^② König, Joseph, *Landesgeschichte einschließlich Recht, Verfassung und Verwaltung*, in: Moderhack, Richard (Hg.), *Braunschweigische Landesgeschichte im Überblick*, Braunschweig 1979, S. 61-109, 111-114, S. 61-97.
- ② Kleinau, Hermann, *Geschichtliches Ortsverzeichnis des Landes Braunschweig*, Bd. 1 u. 2, Hildesheim 1968.

第三章 公的支援と私的支援

近年の研究は、西欧では社会的な関心事が行政よりも民間の私的な資金からより多く支援されていたことを確認しつつある。この事実が特に指摘されるのは救貧部門である。救貧のための私的資金は公的なそれに劣らず重要であった。^①このことは一八世紀後半、一九世紀前半のブラウンシュヴァイク公国からも確証が得られる。ニーダーザクセン州立公文書館には、ブラウンシュヴァイク市とヴォルフエンビュッテル市の双方に施設がある貧民救済公庫の収支計算書が保管されている。^⑤公が執務を行う公国最大の都市ブラウンシュヴァイクと、公の居城が置かれたヴォルフエンビュッテルをフィールドとする貧民救済公庫は、カール・ヴィルヘルム・フェルディナント公によって設立され、公の金庫からの資金提供以外に芝居の興行や名所旧跡の認可料といった比較的公共性の高い資金によって賄われた。経営難に陥ったとき市民の納める救貧税によって支えられたことからわかるように、当時としては公的性格の最も高い、規模の点でも最大の救貧施設であった。いまこの貧民救済公庫の収支計算書を使い、公的な救貧機関の出納状況を把握したい。さしあたり会計年度と歳入・歳出額を拾うと表Ⅰのようになる。

表からは貧民救済公庫の予算が多少の変動はあるとしても年々増加したこと、とりわけ一八四〇年代に急増したことがわかる。一八四四／五年の会計年度に約三〇〇〇ターラーの赤字が「確定額の救貧税」によって補填された。それ以来救

表 1

年 度	歳 入			歳 出		
	Taler	Gr.	Pf.	Taler	Gr.	Pf.
1787/8	800	16	1	567	11	10
1788/9	8	20	2	190	4	—
1789/90	213	2	—	210	16	11
1791/2	213	5	4	196	6	10
1793/4	223	14	8	223	8	6
1797/8	259	23	8	449	9	4
1823/4	597	16	—	399	16	6
1824/5	742	9	6	516	9	4
1825/6	1123	18	8	819	10	—
1826/7	1151	8	8	912	10	11
1827/8	1144	1	9	987	1	4
1834/5	993	22	6	819	20	4
1844/5	7185	23	8	7185	23	8
1845/6	3858	9	4	7425	3	8
1846/7	4131	5	4	7154	3	8
1847/8	4142	20	4	7556	16	8
1848/9	4246	9	4	7636	16	8

貨幣の単位はターラー／グロッシェン／プフェニヒ。ここでは、

1ターラー＝24グロッシェン、1グロッシェン＝12プフェニヒ

貧税は都市行政によって定期的に徴収されるようになった。^②

ヴォルフエンビュッテル市は一八四一年に救貧条例を發布した。^③ 救貧条例は近世来しばしば公布されてきたが、それらはヴォルフエンビュッテルの救貧行政を規定するものであった。これに対して一八四一年の救貧条例がこれまでのものと異なるのは、それがブラウンシュヴァイク公国内の貧者を支援する私的な財団の多くを、その資金、場合によっては利率ともども列挙する点である。一八〇〇年以前は七つの福祉財団が数えられ、その総資金は八一七〇ターラーであったとされる。利率はたいいてい当時の法定利率である五パーセントが採用されているので、一年の利息は四〇八ターラー一六グロッシェンで、これが私的な救貧の運営資金であった。この額は表Ⅰに示した一八〇〇年以前の貧民保護のための公的資金

とほぼ同額か、それ以上である。一八〇〇年以降はさらに九つの福祉財団が新たに設立された。いまや合計一六財団で総資金は二〇二六六ターラーに上った。やはり利率を五パーセントとすると、年間の利息は一〇一三ターラー一〇グロッシェン八プフェニヒに達した。この救貧条例が發布された一八四一年の時点で考えると、福祉財団の運営資金になる利息の総額は貧民救済公庫の当時の予算に匹敵するか、やはりそれ以上であった。

近世の救貧事業を公私の二領域に画然と

分けるのは難しい。ブラウンシュヴァイク公国についてもそれは云える。近世社会の貧困率は高く、そこには様々な出自をもつ救貧施設があった。ここで資金を比較した二つのタイプの慈善施設は、公私の線分の両極に位置する。その間にはいくつも施設が並んでいる。したがってここでの比較は目安以上のものを提供することはない。しかし民間の支援活動の裾野の広さは十分に実感できたはずである。

① Jütte, Robert. *Poverty and deviance in early modern Europe*. Cambridge 1994. pp. 139-142. 邦語では、金澤周作『チャリティとイギリス近代』京都大学出版会、二〇〇八年。

② この救貧施設は一七八七年にカール・ヴィルヘルム・フェルディナント公によって創立された。募募期間には公的な財源からの助成が行われずその機能を停止したが、一八二三年にふたたび組織され資金を賦与された。Armenordnung für die Stadt Wolfenbüttel.

Wolfenbüttel 1841 (以下 Armenordnung と略す), S. 21f. 収支報告, Niedersächsisches Staatsarchiv Wolfenbüttel, Rechnung des Armen = Instituts, 34N, Nr. 7674, 7648-7652 und 7663-7668; Etat der Armenkasse, aufgestellt von Christian Angstein, Bd. 1-5, 34N, Nr. 7684-7688.

③ Armenordnung.

第四章 ブラウンシュヴァイク公国財団史

将来的に宗派・地域という観点に立つて財団の比較史を試みるための第一歩として、本稿はルター派地域の財団史と取り組む。事例として近世ブラウンシュヴァイク公国の財団史を扱う。財団による支援活動の実際を、救貧・教会保護のための福祉財団と就学支援のための助成財団の二つに分けて展望する。さしあたり史料としてブラウンシュヴァイク領邦教会公文書館に保管されている財団・遺贈記録を中心に扱う。^①

第一節 福祉財団

ここでは近世ブラウンシュヴァイク公国の福祉財団の特筆すべき例を紹介する。ハンス・フォン・バルテンスレーベン

（生年不詳・一五八三年）は古くからある貴族家門の当主であり、ヴォルフスブルクとヘテンスレーベンの城主であった。彼はすでに生前「富者」の異名を取る、特に富裕な貴族であった。彼は宗教改革のさなか、信仰の寛容を擁護した。一五五五年、彼とヴォルフスブルクに住む彼の親族は宗教的な「寛容契約」を結んだ。宗教改革後もカトリックにとどまった彼は、こうしてルター派に改宗した親族と折り合いをつけた。奉公人や農民にも自由な宗派の決定が認められた。^② 富者ハンスは亡くなる三年前の一五八〇年になってカトリックからルター派に改宗した。^③

彼の遺言が彼の死後発効した。そこには数々の遺贈が記されていた。二四三〇ターラーの基金がマクデブルク古市参事会に、七〇〇ターラーがリューネブルク市参事会に、六〇〇ターラーがブラウンシュヴァイク市に、それぞれ年利四パーセントの利率で預けられた。利子収入は困窮する貧者のために使われるべしとあった。富者ハンスはヴォルフスブルクやフォルスフェルトで貧者、特に寡婦と孤児を支援するために助成金を与えた。フォルスフェルトでは聖歌やこどもたちの学校教育の向上を図るために教師が毎年一定金額を受け取った。ヘテンスレーベンの財団基金からは一三名の貧者のために救貧院が建立され、ヴォルフスブルクには一大救貧院が建てられた。シェッペンシュテット、エービスフェルト、ケーニヒスルッターの既存の救貧院にも助成金が贈られた。「貧困ゆえに大きな苦悩を抱える貧者、病者、困窮者」のために、彼はシュテンドールに一〇〇〇ターラー、ザルツヴェーデル古市に二〇〇〇ターラー、ハルパーシュタットに三〇〇ターラー、ヘルムシュテットに二〇〇〇ターラー、シェーニンゲンに二〇〇〇ターラー、シェッペンシュテットに一〇〇〇ターラーを与えた。^④

この基金は額の大きさが群を抜いている。支援の範囲もブラウンシュヴァイク公国内のかんりの都市を網羅し、さらに領外のマクデブルクやハルバーシュタットといった縁のある都市にも及んでいる。まさしく富者の異名に恥じない基金であった。すべての資金が財団として運用されたわけではないが、バルテンスレーベン基金は近世ブラウンシュヴァイク公国の一大総合慈善基金の観を呈した。

中世には貧者を保護するために宗教施設に財産を寄進するという行為はよく見られた。それは富者の救霊と関連していた。多くの信者の魂は死後煉獄に入る。そこでの淨罪期間を経て、死者の魂は天国に迎えられるとされた。淨罪期間は生前に犯した罪の軽重に応じて決った。この期間を短縮する方法が一つあった。それがとりなしの祈りである。生者が死者の冥福のためにどれだけ祈ってくれるか。生者が死者の救いを神に願うとりなしの祈りは、生者が死者と縁の薄いものであるほど効果が高いとされた。宗教施設への寄進は、寄進者やその親族にとつて、命日供養で神の恩寵を乞う貧者のとりなしの祈りを得る手段であった。宗教改革によつて聖書に根拠を見出せない煉獄は仕分けの対象になった。プロテスタントの信者の間では、善行は死後の救いを保証するものではなくなった。とりなしの祈りという寄進の宗教的な動機も失われた。しかし天国と地獄の二項図式はプロテスタントの教義にも残り、貧者のための慈善は直接救霊と関係するものではなくなったが、プロテスタント信者の間でもそれに対する関心は持続した。ブラウンシュヴァイク公国からさらに若干例を挙げたい。

管轄区域フイーネンブルクを管理したブラウンシュヴァイク公国顧問官、軍事首席のフリッツ・フォン・デア・シュールンブルク（一五一八―一五八九年）は、自身の遺言で基金を設けた。^⑤ゴスラー、ハーメルン、ヒルデスハイム、ザルツヴァーデルの諸都市に一五〇〇ターラーの基金が五パーセントの利子で遺贈された。利子は裁判区フイーネンブルク、ヴェートシュテット、行政区ヘーレン、オースターヴァルトに居住した学校教師、および救貧院入所者とそのこどもたちのために使われた。^⑥

シュランシュテットとアッシャースレーベン管区の長エルンスト・フリードリヒ・フォン・ヴィルデンシュタイン（生年不詳―一六七三年）と彼の妻アグネーゼ・ユディートは、シェーニンゲンの救貧院のための基金を設けた。一六七〇年八月二一日作成の財団創立文書は見当たらないが、後世の写しはある。それによると、「クラウス」という名の古い救貧院は老朽化し、撤去された。ヴィルデンシュタイン夫妻は「聖三位一体」という名の救貧院を新築するために基金を提供し

た。財団は一二六〇〇ブラウンシュヴァイク・グルデンの資金を有し、それによって院は建築物を良好に維持し、そこで暮らす貧者に十分な食糧を与えることが期待された。財団基金はブラウンシュヴァイクで四パーセントの利息で預けられ、そこから生じた四八二グルデン・ハマリエン・グロッシエンが貧者の扶養に当てられた。ブラウンシュヴァイク公はこの財団を自身の保護下においた。^⑦しかし公がその後積極的に運営に関わった形跡は認められない。

発起人エルンスト・フリードリヒ・フォン・ヴィルデンシュタインは「聖三位一体」救貧院の後援者でもあった。監督官と管理官が救貧院の運営を引き受けることになっていた。シェーニンゲンの教区監督もこのグループに入っていた。このグループが誰を救貧院に収容すべきかを決めた。貧者は「真の貧者」でなければならず、「ルター派の信仰」を信奉し、敬虔でなければならなかった。出身地の条件としては、シェーニンゲン出身の貧者、ブランデンブルク辺境伯、シュレージエン出身の貧者、さらに困窮した貴族を受け入れた。院は二階建てで、一階に六人、二階に七人が起居した。階段を登れない歩行困難者が一階を占めた。家屋の管理人のために部屋が一つあった。一階に全員が利用する「大部屋」があった。結局一二名の「入所者」がいた。居住者は相互に助け合い、院に住む病人の面倒を共同で見ることになっていた。^⑧

つぎに公文書館史料から拾えた近世のブラウンシュヴァイク公国のその他の福祉財団を示す。

①ヴァールブルクの代官ブルヒャルト・フォン・クラム（生年不詳―一五八七年）は一五七二年に遺言を作成した。内容は難解を極め、完全に理解するのは難しいが、クラムがオッフエンゼンの教区と教会のために何がしかの遺贈をしたことは明らかである。それ以上の詳細は不明。

②エラスムス・フォン・ビューローが遺言でヴァールシュテットの教会に一五〇ターラー、ザールスドルフの教会に一五〇ターラーを、一五九九年に遺贈した。一六二四年以降利息は支払われず、一六五六年に未払金の回収のために両方の教会が年五ターラーを徴収することが定められた。利息の使途は教会建築物の保全のために指定された。^⑨

③ブラウンシュヴァイク公の音楽指揮者で、ルネサンス期のドイツを代表する作曲家ミヒャエル・ブレトリウスが、一六一九年五

月二三日もしくは二六日に三〇〇〇マリエン・グルデンを遺贈、基金を設立。彼の生涯に縁のあった九の都市にそれぞれ一部を分け、その利息で物乞いのために路上を徘徊するのではない「本物の家にいる貧者」、物乞いを恥とし、それを絶対にしない寡婦や孤児、カトリックの対抗宗教改革のために追放された牧師、ルター派の信仰が原因で追放された亡命者、ルター派信仰を証明できる貧しい学生を金銭的に支援した。この財団は九の都市の牧師や教会管理責任者らによって管理された。^⑪

④ブラウンシュヴァイク公国教会役員会のメンバーで、キリスト教的な慈善家ゲーブハルト・フォン・マールンホルツは、一六四三年に年五〇ターラーの利子収入のために二〇〇〇ターラーの基金を設けた。^⑫ 利子はブラウンシュヴァイクの聖エリザベート救貧院の使用に指定された。^⑬

⑤ヨアヒム・ビュレンハイト（生没年不詳）はアストフェルト教会の設備のために年五〇ターラーの利息を寄贈した。新しい説教壇、告解場が購入され、アストフェルト教会の設備は向上した。一六五六年に利息の使途が変更され、アストフェルトの教区が別の目的のために利用することになった。^⑭

⑥ブラウンシュヴァイク・リューネブルク公国枢密顧問官、鉾山長官のフリッツ・フォン・ハイムブルク（一六二四―一六九〇年）は、ブランケンブルク伯領の諸教会のために五八―ターラーの基金を、ミヒェルシュタイン修道院のために五七〇ターラーの基金を遺した。^⑮ 利率や使途の詳細は不明。

⑦カレンベルクの上級郡長クリスチアン・ハインリヒ・クラウエルが發起人。とりわけフレッヒドルフの牧師の寡婦や孤児のために、一七一五年に三〇〇ターラーの基金を年利五パーセントでブラウンシュヴァイク銀行に開設。創立時の管財人は牧師のヨハン・コンラート・ドーヴェで、以後フレッヒドルフの牧師が管財人を務めることになった。使われなかった利息はプールされた。^⑯

⑧中佐で指揮官のヨハン・フリードリヒ・ニーパーゲが一七三九年九月一六日の遺言で設立した二五〇ターラーの基金。利息はヴォルフエンビュッテル在住の貧しい軍人の寡婦三名を支援するために使われた。管財人は駐屯軍牧師。^⑰

⑨長官の寡婦カタリーネ・ヘンリエッテ・ライヘが一七四〇年―二月二四日の遺言で設立した二〇〇ターラーの基金。利息は毎年発起人の命日（五月四日）にヴォルフエンビュッテルの貧しい寡婦や家にいる貧者に配分された。協定によって基金の管理は市参事

会が引き受けた。^⑩

⑩主馬頭の寡婦アンネ・エリザベート・マインダースが一七七五年の遺言で設けた三〇〇ターラーの基金。利息は毎年遺贈者の命日（四月一五日）にヴォルフエンビュッテルの貧しい寡婦三名に均等に分配された。^⑪

⑪大代官フォン・ハイムブルクの寡婦が一七七六年六月一三日の遺言で設立した四〇〇〇ターラーの基金。利息は貧者、とりわけ貧しい寡婦や孤児の支援に使われるように定められた。基金の管理と利息の分配は聖三位一体教会の牧師に任された。^⑫

これら以外に筆者はさらに九〇の福祉財団の存在を当該期のこの地域に確認することができた。

第二節 助成財団

基金設立の目的は宗教改革後ますます多様化した。特に助成財団の増加は目を見張るものがあつた。中世の大学にも学生に助成金を与える制度は存在したが、それはまだ散発的なものでしかなかった。^⑬ マルティン・ルターは、有能だが父親が貧しく学校に通えないこどもを、助成制度を設けて学校に通えるようにするのは富者の務めであるといった。^⑭ このようなルターの意を汲んでか、ルター派プロテスタントの領域では助成基金が量的にも質的にも急速に拡大する。

助成制度の中心はやはり大学生の支援である。福祉財団で取り挙げたフリッツ・フォン・デア・シューレンブルクの寡婦エリザベート・フォン・ザルダー（一五三九―一六〇七年）が、夫の死後一五八九年一月一九日に、ヴィッテンベルク大学で学ぶ学生を支援するために、ブラウンシュヴァイクで助成財団を設立した。一六世紀後半、一七世紀前半のヴィッテンベルク大学の学生について研究したアンドレアス・ゲスナーが、この財団についても考察している。創立定款によれば財団の総資産は一万ターラーで、利子を使って四人の給費生に助成金が支給されることになっていた。給費生の宗派についてルター派という条件がついていた。当然ブラウンシュヴァイク出身者が優遇された。ルター派と定められた宗派規定の遵守を前提として、給費生のすくなくとも半数は法学部生か医学部生であつてもよかった。その場合も残りの半数は

神学部生が占めることになっていた。^②

しかし助成の対象になったのは決して大学生ばかりではなかった。ブラウンシュヴァイク公国の枢密顧問官、軍事顧問官であったジークフリート・ユストウス・フォン・ベッティヒャー（一六六六―一七二〇年）は、一七一九年に四〇〇〇ターラーの基金で助成財団を設立した。^③財団の資産は一七三三年以前には年五パーセントの利子、すなわち二〇〇ターラーで、ある年だけ例外的に九五ターラーで、ブラウンシュヴァイク郊外の聖十字架修道院に貸し付けられた。また一七三三年以降は年四パーセントの利子、すなわち一六〇ターラーでブラウンシュヴァイク公国領邦議会に貸し出された。ブラウンシュヴァイク＝リューネブルク公アウグスト・ヴィルヘルムが、一七二〇年五月一日にこの財団の安全を保証した。しかし公はそれ以上の関与はしていない。発起人の死後、発起人に子どもがなかったため、彼の兄弟、ブラウンシュヴァイク公の侍医にしてヘルムシュテット大学教授アンドレアス・ユリウス・ベッティヒャー（一七一九年ベルリンで没す）の子どもたちが、この基金を管理した。ベッティヒャー助成財団の主旨は、利子の四分の三は「貧しく、敬虔で、勤勉に義務を果たす大学生」に、しかし残る四分の一は「やる気があつてまじめな、貧しい手工業徒弟」に与えるべきことを謳う。^④徒弟に対する助成は本当に実現していたのであろうか。実現していたのだとすれば、恩恵を蒙ったのはどんな職種か。

この財団に関する書類集には一七一九年から一七四四年までの決算報告集がある。一七二一年には二〇〇ターラーが八名の学生に、その後一七三三年までは七名の学生に与えられた。個々の額だけでなく、学生や彼らの父親の名前もわかる。彼らの学部について確かな情報はない。しかし領収書から一部がわかるように、神学生がいたのは間違いない。助成を受けたのが神学生だけだったのかは不明である。学生以外では一七三二年に「理髪師兼外科医業の習得」のために二五ターラーが、一七三五年には「亜麻布織物業の習得」のために七ターラー一五グロッツェンが、一七三六年には不明の額が「二、三名の職業学校教師に」支給された。手工業徒弟の助成の場合、個人名は挙がっていない。理髪師兼外科医や亜麻布織工の場合は同業組合に対する支給が考えられるが、はっきりしたことは云えない。手工業徒弟に対する助成は財団の

設立主旨にあったような定期的なものではないし、その額も少ない。しかし手工業者に対する助成があったということは、やはり特筆すべき出来事と云えよう。^⑤

助成を受けたのは大学生ばかりではない。ラテン語学校の生徒に奉仕する助成財団もあった。公国の東部にシェーニンゲンと呼ばれる地域があり、そこには「外国」(「ブラウンデンブルク辺境伯領」)からも越境して生徒がやってくるラテン語学校があった。異邦の生徒たちはシェーニンゲン市住民の家に寄宿した。すべての生徒が寄宿した家で食事にあずかれたわけではなかった。このため彼らに昼食と夕食を供する家庭がいくつかあった。これは「昼食の食卓」と呼ばれ、貧しい生徒は無償で食事に加わることができた。この機会は「無料の食事」、場合によっては「助成金」とも呼ばれた。^⑥このような形を取った助成は当時ほかでも見られた。ハレの敬虔主義者アウグスト・ヘルマン・フランケ(一六六三―一七二七年)が設立したフランケ財団にも、このような昼食の食卓があった。^⑦

シェーニンゲンではグローマンという農場管理人のもとで一二名の生徒が無料の食事の恩恵にあずかった。そのなかにはブラウンデンブルク出身の生徒もいた。書類集にはこの助成金のための定款は見当たらない。しかし一六五八年までシェーニンゲンに滞在した公妃のアンナ・ゾフィー(一五九八―一六五九年)が学校の面倒を熱心に見ていたことから判断して、彼女がこの助成財団の発起人であったと見て間違いないだろう。一六三九年にはすでに彼女は年三六〇ターラーを与え、それによって一二名の生徒の昼食と夕食が無償で賄われた。公妃はもともとブラウンデンブルク辺境伯家の公女であったので、六名がブラウンシュヴァイクから、六名がブラウンデンブルクから選ばれるように定めたのだろう。^⑧

この財団の書類集には社会史的に見て極めて興味深い、一七二九年の日付のある史料がある。無料の食卓の四名の給費生(うち三名はブラウンデンブルク出身)が、昼と夜に出される食事が不味いと校長に訴えた。それは質も粗悪、量も少なすぎるというのが彼らの言い分だった。校長は財団の監督官の一人でもあった教区監督のところへ生徒たちを送った。生徒たちは彼に、肉の品質が悪い、スープが水も同然、えんどう豆はかめないほど硬い等々を訴えた。教区監督は農場管理人

を召喚し、生徒たちの訴えを伝えた。被告はすべての批判を斥けた。生徒たちは真実を語っていないと。争いの結末はどうなったのか。生徒と管理人のどちらに軍配が上がったのか。生徒の言い分が通ったようである。管理人にもっとよい食事を出すように警告がなされた。生徒たちの後日談につきのある。食事の質は向上、ポリウムもアップ、もはや非の打ち所はないと。^⑧

以下で公文書館史料から拾えた近世のブラウンシュヴァイク公国のその他の助成財団を示す。

① クラマー財団。この財団は三つの遺贈からなる複合財団。聖十字架修道院付属教会の司教座聖堂参事会員で宝物管理人の大アンドレアス・クラマーが一五九五年に一〇〇〇グルデンを遺贈。利息の五〇グルデンで名門大学に行く学生を助成。商人ギルドの長とゼーゼン教区の長老がこの助成金を管理、奨学生を決定。第二の遺贈は救貧事業のための一二〇〇ターラーの基金。利息の年七二ターラーを貧者に分配。第三は毎年一人の貧しい未婚女性の嫁資に当てるために遺贈された三〇〇ターラーの基金。一二ターラーの利息のうち一〇ターラーが嫁資として利用された^⑨

② ヴェイントルーヴェ財団。ブラウンシュヴァイクのリダックスハウゼン修道院の修道院長ベトルス・ヴァイントラウヴェ（一五八六―一六一四年）によって創始された助成財団。基金は一二〇〇ターラー、利息は年六〇ターラー。毎年二人の大学生を助成。^⑩

③ ズンター財団。一七二一年の書状によると、一六三二年に財務顧問で法律顧問のカスパー・レーデンの寡婦マルガレーテ・ズンターが、遺言で一〇〇〇ターラーと、ベアータエ・マリアエ・ウィルギーニスとブラウンシュヴァイク銀行に預けた資金からなる基金を遺贈。基金は一七二一年当時二〇〇〇ターラーに達する。書状は基金が誰にも知られていない現実を憂え、財団の活動が再開されることを決めた。書状の作成者はヴォルフエンビュッテルの教区監督、四人の教会管理責任者で、彼らが財団の運営を引き継いだ。目的は大学生の就学支援、年五〇ターラーが最長三年保証された。状況に応じて一人、二人ないしそれ以上を助成。規約によると、志望条件は、これまでの教師による品行方正の証明、教区監督と四人の管理責任者による試験、一年ごとの申請、その際受給者が学ぶ学部^⑪の長の証明書の提出、両親がベアータエ・マリアエ・ウィルギーニスに通い、志願者中もつとも貧しい若者であることなど。

④法律顧問ヨハン・カマン（一五八四―一六四九年）^{②④}は、父ヨハン・カマンから一六一八年に彼の私設図書館を遺贈される^⑤。また彼の父は一〇〇〇ターラーの基金も遺し、その年利を「一人分の助成金か教会禄」に当てた。さらに同一の一〇〇〇ターラーからの利息で、自分の弟子か同僚一人を法学の勉強に指定した。^⑦息子のヨハンは助成金や教会禄を拡充するために、一六四八年の遺言によって六パーセントの年利で合計四〇〇ターラーを増資。^⑧さらに父から引き継いだ図書館の相続順位が指定されるが、相続人がない場合には「カマン財団」の奨学生の誰かが引き継ぐものと定められた。^⑩

⑤フランツ・カルム（一五七九―一六五六年）の遺言もしくは設立文書に由来するカルムの遺贈。彼はそれによって助成財団を創始。残念ながら該当する史料の行方を突き止めることはできなかった。しかし遺贈の内容はその管財人とある給費生の間に起きた争いから明らかになる。それによるとブラウンシュヴァイクの市域「ハーゲン」の市長であったフランツ・カルムは助成財団を設立し、年間一人ないし二人の給費生を支援。それがいつ設立されたのか、資金はどのくらいであったのかはわからない。助成金は市域「ハーゲン」に住み、神学を学ぶことを希望する貧しい市民の子弟を想定。この基金は一人の法律家とブラウンシュヴァイクの聖カタリーナ教会の二人の牧師によって管理された。^⑪

⑥軍事指揮官フォン・クラージェの寡婦、ボルフェルト家出身のマルタ・カタリーナ・クラージェが、一七一八年七月八日の遺言で設立した基金。額は二三〇〇ターラーで、利息はヴォルフエンビュッテルの駐屯地に住む両親の子息の助成金として、このような子息がない場合同市にいる兵士の子息の助成金として使われる。基金は駐屯軍牧師が管理し、監査は指揮官、駐屯軍法務官、駐屯軍牧師に委ねられる。^⑫

⑦グンペル・ザムゾン財団。ヴォルフエンビュッテルのユダヤ系商人グンペル・モーセ（一六六〇頃―一七三三年）が、一七三三年一月二五日の自身の遺言でユダヤ人学校の設立のために三〇〇〇ターラーの基金を提供。^⑬同一の、または似たような目的のために、さらに万一親族の誰かが困窮した場合の支援のために、志を同じくする発起人の子孫たちによる遺贈、寄贈があった。長子で商人の、当地のマイアー・ザムゾンが二〇〇〇ターラーを遺贈。孫で商人の、アムステルダムマイアー・ザムゾンが一五〇〇〇オランダ・フローリンの資金を寄贈。ブラウンシュヴァイクの財務代理人ヘアツ・ザムゾンとそのこどもたちが三〇〇〇〇ターラーの資金を寄

贈。前述の財務代理人ヘアツ・ザムゾンの四人の息子イザーク、マイアー、グネンデル、ハンネ・ヘアツが、さらに七二〇ターラーの資金を寄贈。孫で銀行家、当地のフィリップ・ザムゾンが、ハルツ通り五六三番地の家とともに、二〇〇〇〇ターラー、五〇〇〇ターラー、一五〇〇ターラーの三つの基金を寄贈。当地在住の孫娘ベッラ・アーロンが一〇〇ターラーの資金を寄贈。統一基金のための規約によれば、この財産は以下の目的のために使われる。一、ザムゾン無償学校の名で当地にあり、貧しいユダヤ教徒のこどものために指定された教育施設の維持のために、二、ザムゾン家のメンバーが万一困窮した場合の支援のために、三、ザムゾン家に属する貧しい新婦の結婚支度のために。財団の管理運営は市参事会の総監督のもと、そのために選ばれた一族の三人のメンバーによつて遂行された。^④

⑧ホグレーヴェ財団。ドロテア・クリステイーネ・ホグレーヴェが一七五一年の遺言で創始。ホグレーヴェ家はブラウンシュヴァイクの市民階級に属した。この財団は福祉と助成という二つの主旨をもつ。貧しい寡婦の保護のために八〇〇〇ターラーの基金が設けられた。安全な銀行かブラウンシュヴァイク公の金庫に預けられるべきで、そこから生じる利息が敬虔な寡婦たちに配分された。ブラウンシュヴァイク市参事会が管財人として指定された。市参事会が管財人であることから、この福祉財団は多少なりとも公的な性格を有するが、つぎに見る助成財団は私的な性格が如実である。さらに二〇〇〇ターラーの資金が学術助成のために遺贈された。この助成財団は「家族財団」で、法律顧問のムントか自分の亡き夫の兄弟ヨハン・フィリップ・ホグレーヴェの子孫を優先することが謳われる。一人の学生がこの基金から三年間年利五パーセント、すなわち一〇〇ターラーを享受すべきであった。^⑤

これら以外に筆者はさらに四七の中小の助成財団の存在を当該期のこの地域に確認することができた。

第三節 小 括

ジャーナリストのアンドレア・ザイベルは二〇一二年を総括して、ドイツには一〇万人当たり二四の財団があると報告した。筆者の算定が正しければ、近世のブラウンシュヴァイク公国に一〇四の福祉財団と五八の助成財団、合計一六二の

財団が誕生した。収支報告や受給者名簿の存在などから、一七九八年の時点で確実に機能していたことがわかるものに限れば、その数は二九になる。一七九八年の当該地域の総人口の概数が一九万人であったことを考えるならば、人口一〇万人あたり一五から一六の財団が存在したことになる。助成財団は年間一〜三名程度を支援する小規模なものが多く、単純な比較は用をなさない。また収支報告や受給者名簿の不在が、すべての場合に財団の機能が停止したことを意味するとも思えない。したがって一七九八年時点の実数がこの通りの数字になることはないが、たとえこの通りであったとしても、もはや当時財団は決して珍しいものではなかった。近世のブラウンシュヴァイク公国はすでに財団社会への離陸を経験していたのである。

財団の支援の重点は中世来の伝統的な貧者、老人、病人、寡婦、孤児の保護、および教会使用人の扶養にあった。しかし助成基金の動きもすでに活発で、当初は主に大学生が助成され、時代の経過につれて中等学校生徒へと裾野が次第に広がり、場合によっては手工業徒弟が対象となることもあった。このような助成の重点領域はルター派地域にある程度共有される特徴なのであろうか。それともブラウンシュヴァイク公国の地域性に発するのであろうか。それを考えるためには、ブラウンシュヴァイク公国以外のルター派地域の考察が不可欠である。さらにここで見られた特徴がルター派地域だけのものか、その他の宗派にもある程度該当するのかを考えるために、カトリック圏や改革派地域の考察も必要になる。

筆者は民間の支援活動の充実を手放して評価しているわけではない。財団の書類集には訴訟関係の史料も多い。ほとんどの場合に不正受給が問題になっている。金銭の授受は容易に腐敗を醸成したであろう。また助成金や嫁資の賦与、寡婦の保護を目的とする財団は、発起人の一族のなかに候補者がある場合は身内を優先する、いわゆる家族財団が少なくなかった。財団の簇生は閥族主義や縁故主義の温床になったかもしれない。さらに申請書類には仰々しい数の推薦状が付されているケースも少なくない。口利き行為が横行していた可能性も否定できない。財団の活動は風紀を紊乱する危険性を伴った。しかしネガティブな側面も含めて、この制度がドイツ社会の一つの顔を作ってきたことは間違いない。近世

の終わりに、財団の存在はすでにドイツの日常風景になり始めていたのである。

- ① ハンズ・フォン・バルテンズレーベンの著した『Landeskirchliches Archiv Braunschweig (以下 LKABS 以下)』, *Findbücher des LKABS*, Bd. 2: *Konsistorium und Landeskirchenamt, Wolsbüttel: Generalisten*, Heft 2: *Aktengruppe S ("Spezialakten")* 16, -20, *Jahrbuch* 1986, S. 840 - S. 978, S. 74-84. (以下は *Fb* 以下) 。なお手稿史料の解説にあたっては、バイエルン在住のアレクサンダー・ローゼ氏の協力を得ることができた。ローゼ氏に心から感謝したい。
- ② ハンズ・フォン・バルテンズレーベンの生涯について、Steckhan, Peter, Hans der Reiche von Bartenleben, in: *Schloss Wolsburg - Geschichte und Kultur*, hrsg. von der Stadt Wolsburg, Institut für Museen und Stadtgeschichte, Wolsburg 2002, S. 96-107, ハンズ *Fb* S. 98, 簡便な経歴を提供する *Gesamtwort* Ders. Art Hans von Bartenleben, in: *Braunschweigisches Biographisches Lexikon. 8. bis 18. Jahrhundert* (以下は *BBL* 以下), hrsg. v. Jark, Horst-Rüdiger, Braunschweig 2006, S. 296.
- ③ Steckhan, Hans der Reiche, S. 100.
- ④ Bartenleibisches Legat für die Armen, in: *Fb*, S. 882.
- ⑤ フリッツ・フォン・デア・シューレンブルクの著した *Fritz Fimpel, Martin, Art. Schulenburg, Fritz von der*, in: *BBL*, S. 641.
- ⑥ Schulenburgisches Legat für die Armen, in: *Fb*, S. 882.
- ⑦ Armenhäuser zu Hessen, Schöningen und Jerxheim, in: *Fb*, S. 968. なおグルデンとターラーの交換比率は、1グルデン = 1ターラー、2グロッシオン = 3ペリエン・グロッシオン。
- ⑧ Ebenda.
- ⑨ Cramisches Legat für Pfarre und Kirche in Offensen, in: *Fb*, S. 878.
- ⑩ Bülowisches Legat für die Kirchen in Wahnsiedt und Saalsdorf, in: *Fb*, S. 882.
- ⑪ Niedersächsisches Staatsarchiv Wolfenbüttel, 36 Urk. 42, 以下は *インベントリウム* 参照。Zimmermann, Paul, Michael Praetorius, Legat vom 23. bez. 26. Mai 1619, in: *Der Drachentöter*, 1929, Wolfenbüttel 1929, S. 70-80.
- ⑫ ケープハルト・フォン・ブレーンホルツの著した *Lent, Dieter, Art. Mahrenholz, Gebhard von*, in: *BBL*, S. 474.
- ⑬ Mahrenholzisches Legat für die Armen, in: *Fb*, S. 882.
- ⑭ Bührenheidische Schenkung an die Kirche in Astfeld, in: *Fb*, S. 882.
- ⑮ ニコラウス・フリップ *Römer, Christof, Art. Heimburg, Friedrich (Fritz) von*, in: *BBL*, S. 311f. 彼の著した *Heimburgisches Legat für die Kirchen in der Grafschaft Blankenburg*, in: *Fb*, S. 889.
- ⑯ Cramisches Legat für Pfarritwen und Waisen in Flechtorf, in: *Fb*, S. 879; Pfarritwenlegat in Flechtorf, in: *Fb*, S. 880.
- ⑰ *Armenordnung*, S. 22.
- ⑱ *Ebenda*, S. 22.
- ⑲ *Ebenda*, S. 22.
- ⑳ *Ebenda*, S. 22.
- ㉑ 中世の北ドイツの大学の助成制度について、以下の論文を参照した。Wriedt, Klaus, Studienförderung und Stiftungsstiftungen in norddeutschen Städten (14.-16. Jahrhundert), in: Duchardt, Heinz (Hg.), *Stadt und Universität*, Köln 1993, S. 33-49.

- ②③ Luther Martin, *Eine Predigt, das man hinter zur Schulen halten solle*, Wittenberg 1530, S. F. iii.
- ②④ Göbner, Andreas, *Die Studenten an der Universität Wittenberg. Studien zur Kulturgeschichte des studentischen Alltags und zum Stipendienwesen in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts*, Leipzig 2003, S. 84ff. 書函の綴り方について、Ilsa von der Schulenburg: *Verordnung* [...] *über eine milde Stiftung* [...], s. 1, 1589.
- ②⑤ ヴォルトマーの書簡について、Jacobs, Rainer, Art. Böttcher, Siegfried Justus von, in: *BBL*, S. 94f.
- ②⑥ Böttchersches Stipendium. Abnahme der Rechnungen, in: *Fb*, S. 891.
- ②⑦ Eberd
- ②⑧ Stipendiaten-Tisch zu Schöningen, in: *Fb*, S. 907 - S. 909; Schönigischer Stipendiatentisch, Beschwerden, in: *Fb*, S. 910.
- ②⑨ Boor, Friedrich de, Art. Francke, in: *Theologische Realencyklopädie*, Bd. XI, Berlin 1983, S. 312-320, 1111-1113, S. 317.
- ②⑩ Rose, Karl, *Heimabuch der Saltschütz Schöningen*, VI. Teil: *Die Schulen und ihre Lehrer*, 1958, S. 19ff. 442-443, 444-445, 446-447, 448-449, 450-451, 452-453, 454-455, 456-457, 458-459, 460-461, 462-463, 464-465, 466-467, 468-469, 470-471, 472-473, 474-475, 476-477, 478-479, 480-481, 482-483, 484-485, 486-487, 488-489, 490-491, 492-493, 494-495, 496-497, 498-499, 500-501, 502-503, 504-505, 506-507, 508-509, 510-511, 512-513, 514-515, 516-517, 518-519, 520-521, 522-523, 524-525, 526-527, 528-529, 530-531, 532-533, 534-535, 536-537, 538-539, 540-541, 542-543, 544-545, 546-547, 548-549, 550-551, 552-553, 554-555, 556-557, 558-559, 560-561, 562-563, 564-565, 566-567, 568-569, 570-571, 572-573, 574-575, 576-577, 578-579, 580-581, 582-583, 584-585, 586-587, 588-589, 590-591, 592-593, 594-595, 596-597, 598-599, 600-601, 602-603, 604-605, 606-607, 608-609, 610-611, 612-613, 614-615, 616-617, 618-619, 620-621, 622-623, 624-625, 626-627, 628-629, 630-631, 632-633, 634-635, 636-637, 638-639, 640-641, 642-643, 644-645, 646-647, 648-649, 650-651, 652-653, 654-655, 656-657, 658-659, 660-661, 662-663, 664-665, 666-667, 668-669, 670-671, 672-673, 674-675, 676-677, 678-679, 680-681, 682-683, 684-685, 686-687, 688-689, 690-691, 692-693, 694-695, 696-697, 698-699, 700-701, 702-703, 704-705, 706-707, 708-709, 710-711, 712-713, 714-715, 716-717, 718-719, 720-721, 722-723, 724-725, 726-727, 728-729, 730-731, 732-733, 734-735, 736-737, 738-739, 740-741, 742-743, 744-745, 746-747, 748-749, 750-751, 752-753, 754-755, 756-757, 758-759, 760-761, 762-763, 764-765, 766-767, 768-769, 770-771, 772-773, 774-775, 776-777, 778-779, 780-781, 782-783, 784-785, 786-787, 788-789, 790-791, 792-793, 794-795, 796-797, 798-799, 800-801, 802-803, 804-805, 806-807, 808-809, 810-811, 812-813, 814-815, 816-817, 818-819, 820-821, 822-823, 824-825, 826-827, 828-829, 830-831, 832-833, 834-835, 836-837, 838-839, 840-841, 842-843, 844-845, 846-847, 848-849, 850-851, 852-853, 854-855, 856-857, 858-859, 860-861, 862-863, 864-865, 866-867, 868-869, 870-871, 872-873, 874-875, 876-877, 878-879, 880-881, 882-883, 884-885, 886-887, 888-889, 890-891, 892-893, 894-895, 896-897, 898-899, 900-901, 902-903, 904-905, 906-907, 908-909, 910-911, 912-913, 914-915, 916-917, 918-919, 920-921, 922-923, 924-925, 926-927, 928-929, 930-931, 932-933, 934-935, 936-937, 938-939, 940-941, 942-943, 944-945, 946-947, 948-949, 950-951, 952-953, 954-955, 956-957, 958-959, 960-961, 962-963, 964-965, 966-967, 968-969, 970-971, 972-973, 974-975, 976-977, 978-979, 980-981, 982-983, 984-985, 986-987, 988-989, 990-991, 992-993, 994-995, 996-997, 998-999, 1000-1001, 1002-1003, 1004-1005, 1006-1007, 1008-1009, 1010-1011, 1012-1013, 1014-1015, 1016-1017, 1018-1019, 1020-1021, 1022-1023, 1024-1025, 1026-1027, 1028-1029, 1030-1031, 1032-1033, 1034-1035, 1036-1037, 1038-1039, 1040-1041, 1042-1043, 1044-1045, 1046-1047, 1048-1049, 1050-1051, 1052-1053, 1054-1055, 1056-1057, 1058-1059, 1060-1061, 1062-1063, 1064-1065, 1066-1067, 1068-1069, 1070-1071, 1072-1073, 1074-1075, 1076-1077, 1078-1079, 1080-1081, 1082-1083, 1084-1085, 1086-1087, 1088-1089, 1090-1091, 1092-1093, 1094-1095, 1096-1097, 1098-1099, 1100-1101, 1102-1103, 1104-1105, 1106-1107, 1108-1109, 1110-1111, 1112-1113, 1114-1115, 1116-1117, 1118-1119, 1120-1121, 1122-1123, 1124-1125, 1126-1127, 1128-1129, 1130-1131, 1132-1133, 1134-1135, 1136-1137, 1138-1139, 1140-1141, 1142-1143, 1144-1145, 1146-1147, 1148-1149, 1150-1151, 1152-1153, 1154-1155, 1156-1157, 1158-1159, 1160-1161, 1162-1163, 1164-1165, 1166-1167, 1168-1169, 1170-1171, 1172-1173, 1174-1175, 1176-1177, 1178-1179, 1180-1181, 1182-1183, 1184-1185, 1186-1187, 1188-1189, 1190-1191, 1192-1193, 1194-1195, 1196-1197, 1198-1199, 1200-1201, 1202-1203, 1204-1205, 1206-1207, 1208-1209, 1210-1211, 1212-1213, 1214-1215, 1216-1217, 1218-1219, 1220-1221, 1222-1223, 1224-1225, 1226-1227, 1228-1229, 1230-1231, 1232-1233, 1234-1235, 1236-1237, 1238-1239, 1240-1241, 1242-1243, 1244-1245, 1246-1247, 1248-1249, 1250-1251, 1252-1253, 1254-1255, 1256-1257, 1258-1259, 1260-1261, 1262-1263, 1264-1265, 1266-1267, 1268-1269, 1270-1271, 1272-1273, 1274-1275, 1276-1277, 1278-1279, 1280-1281, 1282-1283, 1284-1285, 1286-1287, 1288-1289, 1290-1291, 1292-1293, 1294-1295, 1296-1297, 1298-1299, 1300-1301, 1302-1303, 1304-1305, 1306-1307, 1308-1309, 1310-1311, 1312-1313, 1314-1315, 1316-1317, 1318-1319, 1320-1321, 1322-1323, 1324-1325, 1326-1327, 1328-1329, 1330-1331, 1332-1333, 1334-1335, 1336-1337, 1338-1339, 1340-1341, 1342-1343, 1344-1345, 1346-1347, 1348-1349, 1350-1351, 1352-1353, 1354-1355, 1356-1357, 1358-1359, 1360-1361, 1362-1363, 1364-1365, 1366-1367, 1368-1369, 1370-1371, 1372-1373, 1374-1375, 1376-1377, 1378-1379, 1380-1381, 1382-1383, 1384-1385, 1386-1387, 1388-1389, 1390-1391, 1392-1393, 1394-1395, 1396-1397, 1398-1399, 1400-1401, 1402-1403, 1404-1405, 1406-1407, 1408-1409, 1410-1411, 1412-1413, 1414-1415, 1416-1417, 1418-1419, 1420-1421, 1422-1423, 1424-1425, 1426-1427, 1428-1429, 1430-1431, 1432-1433, 1434-1435, 1436-1437, 1438-1439, 1440-1441, 1442-1443, 1444-1445, 1446-1447, 1448-1449, 1450-1451, 1452-1453, 1454-1455, 1456-1457, 1458-1459, 1460-1461, 1462-1463, 1464-1465, 1466-1467, 1468-1469, 1470-1471, 1472-1473, 1474-1475, 1476-1477, 1478-1479, 1480-1481, 1482-1483, 1484-1485, 1486-1487, 1488-1489, 1490-1491, 1492-1493, 1494-1495, 1496-1497, 1498-1499, 1500-1501, 1502-1503, 1504-1505, 1506-1507, 1508-1509, 1510-1511, 1512-1513, 1514-1515, 1516-1517, 1518-1519, 1520-1521, 1522-1523, 1524-1525, 1526-1527, 1528-1529, 1530-1531, 1532-1533, 1534-1535, 1536-1537, 1538-1539, 1540-1541, 1542-1543, 1544-1545, 1546-1547, 1548-1549, 1550-1551, 1552-1553, 1554-1555, 1556-1557, 1558-1559, 1560-1561, 1562-1563, 1564-1565, 1566-1567, 1568-1569, 1570-1571, 1572-1573, 1574-1575, 1576-1577, 1578-1579, 1580-1581, 1582-1583, 1584-1585, 1586-1587, 1588-1589, 1590-1591, 1592-1593, 1594-1595, 1596-1597, 1598-1599, 1600-1601, 1602-1603, 1604-1605, 1606-1607, 1608-1609, 1610-1611, 1612-1613, 1614-1615, 1616-1617, 1618-1619, 1620-1621, 1622-1623, 1624-1625, 1626-1627, 1628-1629, 1630-1631, 1632-1633, 1634-1635, 1636-1637, 1638-1639, 1640-1641, 1642-1643, 1644-1645, 1646-1647, 1648-1649, 1650-1651, 1652-1653, 1654-1655, 1656-1657, 1658-1659, 1660-1661, 1662-1663, 1664-1665, 1666-1667, 1668-1669, 1670-1671, 1672-1673, 1674-1675, 1676-1677, 1678-1679, 1680-1681, 1682-1683, 1684-1685, 1686-1687, 1688-1689, 1690-1691, 1692-1693, 1694-1695, 1696-1697, 1698-1699, 1700-1701, 1702-1703, 1704-1705, 1706-1707, 1708-1709, 1710-1711, 1712-1713, 1714-1715, 1716-1717, 1718-1719, 1720-1721, 1722-1723, 1724-1725, 1726-1727, 1728-1729, 1730-1731, 1732-1733, 1734-1735, 1736-1737, 1738-1739, 1740-1741, 1742-1743, 1744-1745, 1746-1747, 1748-1749, 1750-1751, 1752-1753, 1754-1755, 1756-1757, 1758-1759, 1760-1761, 1762-1763, 1764-1765, 1766-1767, 1768-1769, 1770-1771, 1772-1773, 1774-1775, 1776-1777, 1778-1779, 1780-1781, 1782-1783, 1784-1785, 1786-1787, 1788-1789, 1790-1791, 1792-1793, 1794-1795, 1796-1797, 1798-1799, 1800-1801, 1802-1803, 1804-1805, 1806-1807, 1808-1809, 1810-1811, 1812-1813, 1814-1815, 1816-1817, 1818-1819, 1820-1821, 1822-1823, 1824-1825, 1826-1827, 1828-1829, 1830-1831, 1832-1833, 1834-1835, 1836-1837, 1838-1839, 1840-1841, 1842-1843, 1844-1845, 1846-1847, 1848-1849, 1850-1851, 1852-1853, 1854-1855, 1856-1857, 1858-1859, 1860-1861, 1862-1863, 1864-1865, 1866-1867, 1868-1869, 1870-1871, 1872-1873, 1874-1875, 1876-1877, 1878-1879, 1880-1881, 1882-1883, 1884-1885, 1886-1887, 1888-1889, 1890-1891, 1892-1893, 1894-1895, 1896-1897, 1898-1899, 1900-1901, 1902-1903, 1904-1905, 1906-1907, 1908-1909, 1910-1911, 1912-1913, 1914-1915, 1916-1917, 1918-1919, 1920-1921, 1922-1923, 1924-1925, 1926-1927, 1928-1929, 1930-1931, 1932-1933, 1934-1935, 1936-1937, 1938-1939, 1940-1941, 1942-1943, 1944-1945, 1946-1947, 1948-1949, 1950-1951, 1952-1953, 1954-1955, 1956-1957, 1958-1959, 1960-1961, 1962-1963, 1964-1965, 1966-1967, 1968-1969, 1970-1971, 1972-1973, 1974-1975, 1976-1977, 1978-1979, 1980-1981, 1982-1983, 1984-1985, 1986-1987, 1988-1989, 1990-1991, 1992-1993, 1994-1995, 1996-1997, 1998-1999, 2000-2001, 2002-2003, 2004-2005, 2006-2007, 2008-2009, 2010-2011, 2012-2013, 2014-2015, 2016-2017, 2018-2019, 2020-2021, 2022-2023, 2024-2025, 2026-2027, 2028-2029, 2030-2031, 2032-2033, 2034-2035, 2036-2037, 2038-2039, 2040-2041, 2042-2043, 2044-2045, 2046-2047, 2048-2049, 2050-2051, 2052-2053, 2054-2055, 2056-2057, 2058-2059, 2060-2061, 2062-2063, 2064-2065, 2066-2067, 2068-2069, 2070-2071, 2072-2073, 2074-2075, 2076-2077, 2078-2079, 2080-2081, 2082-2083, 2084-2085, 2086-2087, 2088-2089, 2090-2091, 2092-2093, 2094-2095, 2096-2097, 2098-2099, 2100-2101, 2102-2103, 2104-2105, 2106-2107, 2108-2109, 2110-2111, 2112-2113, 2114-2115, 2116-2117, 2118-2119, 2120-2121, 2122-2123, 2124-2125, 2126-2127, 2128-2129, 2130-2131, 2132-2133, 2134-2135, 2136-2137, 2138-2139, 2140-2141, 2142-2143, 2144-2145, 2146-2147, 2148-2149, 2150-2151, 2152-2153, 2154-2155, 2156-2157, 2158-2159, 2160-2161, 2162-2163, 2164-2165, 2166-2167, 2168-2169, 2170-2171, 2172-2173, 2174-2175, 2176-2177, 2178-2179, 2180-2181, 2182-2183, 2184-2185, 2186-2187, 2188-2189, 2190-2191, 2192-2193, 2194-2195, 2196-2197, 2198-2199, 2200-2201, 2202-2203, 2204-2205, 2206-2207, 2208-2209, 2210-2211, 2212-2213, 2214-2215, 2216-2217, 2218-2219, 2220-2221, 2222-2223, 2224-2225, 2226-2227, 2228-2229, 2230-2231, 2232-2233, 2234-2235, 2236-2237, 2238-2239, 2240-2241, 2242-2243, 2244-2245, 2246-2247, 2248-2249, 2250-2251, 2252-2253, 2254-2255, 2256-2257, 2258-2259, 2260-2261, 2262-2263, 2264-2265, 2266-2267, 2268-2269, 2270-2271, 2272-2273, 2274-2275, 2276-2277, 2278-2279, 2280-2281, 2282-2283, 2284-2285, 2286-2287, 2288-2289, 2290-2291, 2292-2293, 2294-2295, 2296-2297, 2298-2299, 2300-2301, 2302-2303, 2304-2305, 2306-2307, 2308-2309, 2310-2311, 2312-2313, 2314-2315, 2316-2317, 2318-2319, 2320-2321, 2322-2323, 2324-2325, 2326-2327, 2328-2329, 2330-2331, 2332-2333, 2334-2335, 2336-2337, 2338-2339, 2340-2341, 2342-2343, 2344-2345, 2346-2347, 2348-2349, 2350-2351, 2352-2353, 2354-2355, 2356-2357, 2358-2359, 2360-2361, 2362-2363, 2364-2365, 2366-2367, 2368-2369, 2370-2371, 2372-2373, 2374-2375, 2376-2377, 2378-2379, 2380-2381, 2382-2383, 2384-2385, 2386-2387, 2388-2389, 2390-2391, 2392-2393, 2394-2395, 2396-2397, 2398-2399, 2400-2401, 2402-2403, 2404-2405, 2406-2407, 2408-2409, 2410-2411, 2412-2413, 2414-2415, 2416-2417, 2418-2419, 2420-2421, 2422-2423, 2424-2425, 2426-2427, 2428-2429, 2430-2431, 2432-2433, 2434-2435, 2436-2437, 2438-2439, 2440-2441, 2442-2443, 2444-2445, 2446-2447, 2448-2449, 2450-2451, 2452-2453, 2454-2455, 2456-2457, 2458-2459, 2460-2461, 2462-2463, 2464-2465, 2466-2467, 2468-2469, 2470-2471, 2472-2473, 2474-2475, 2476-2477, 2478-2479, 2480-2481, 2482-2483, 2484-2485, 2486-2487, 2488-2489, 2490-2491, 2492-2493, 2494-2495, 2496-2497, 2498-2499, 2500-2501, 2502-2503, 2504-2505, 2506-2507, 2508-2509, 2510-2511, 2512-2513, 2514-2515, 2516-2517, 2518-2519, 2520-2521, 2522-2523, 2524-2525, 2526-2527, 2528-2529, 2530-2531, 2532-2533, 2534-2535, 2536-2537, 2538-2539, 2540-2541, 2542-2543, 2544-2545, 2546-2547, 2548-2549, 2550-2551, 2552-2553, 2554-2555, 2556-2557, 2558-2559, 2560-2561, 2562-2563, 2564-2565, 2566-2567, 2568-2569, 2570-2571, 2572-2573, 2574-2575, 2576-2577, 2578-2579, 2580-2581, 2582-2583, 2584-2585, 2586-2587, 2588-2589, 2590-2591, 2592-2593, 2594-2595, 2596-2597, 2598-2599, 2600-2601, 2602-2603, 2604-2605, 2606-2607, 2608-2609, 2610-2611, 2612-2613, 2614-2615, 2616-2617, 2618-2619, 2620-2621, 2622-2623, 2624-2625, 2626-2627, 2628-2629, 2630-2631, 2632-2633, 2634-2635, 2636-2637, 2638-2639, 2640-2641, 2642-2643, 2644-2645, 2646-2647, 2648-2649, 2650-2651, 2652-2653, 2654-2655, 2656-2657, 2658-2659, 2660-2661, 2662-2663, 2664-2665, 2666-2667, 2668-2669, 2670-2671, 2672-2673, 2674-2675, 2676-2677, 2678-2679, 2680-2681, 2682-2683, 2684-2685, 2686-2687, 2688-2689, 2690-2691, 2692-2

基金設立の動機とはいかなるものであったのだろうか。それを考えるためには、贈与行為、基金、発起人に対する当時の社会的な評価一般を知る必要がある。ここでは発起人に捧げられた追悼説教の、それに関する言及が考察される。葬儀や埋葬の場面で故人を偲んで行われる追悼説教は、一六世紀中葉から一八世紀中葉にかけてのおよそ二〇〇年間、主としてルター派の世界に普及した慣行である。その後は葬儀の簡略化の傾向と啓蒙主義の影響で廃れた。追悼説教の目的はひとえに故人の名誉を顕彰することであり、「名誉」という言葉は個々の追悼説教に頻出する鍵概念でもある。

追悼説教には聖書からの引用をちりばめて神を称賛する箇所と故人の生涯を振り返る部分がある。神の称賛演説は説教者の学識や技量が披露される箇所であり、ここには故人の生涯と直接関係するような具体的な話題はない。生前の故人を偲ばせる暗示が秘められている可能性は否定できないが、それは参列者にはわかるのかもしれないが、われわれ後世の間がそれを読み解くのは容易ではない。いっぽう伝記の部分は故人の生涯を伝える、個人情報盛られる部分である。だいたい故人の出生、出自の紹介にはじまり、学歴や職歴に移り、キリスト教徒としての功労へと続き、最後は意外なほど詳しい死因に関する記事で締めるといのが流れであった^①。

おそらくこの部分は生前の故人や遺族に取材したと思われる、彼らの意向が反映されやすい箇所である。もちろん人気のある著名な説教師の場合、説教師の創意が優先されがちになるであろうことは想像に難くない。しかし全体として見るならば、伝記の箇所は故人や遺族の意向を強く反映したと考えてよからう。第一義的にそこに現れるのは故人や遺族の自己認識である。しかしそれは参列者の視線を強く意識していたと思われる。したがってそこには他者評価も少なからず混入しているはずである。社会的な評価を反映する可能性がある史料で、基金の設立という発起人の贈与行為はどのように語られているのであろうか。基金の設立という話題が故人の名誉の顕彰に演じた役割を問う。

第三章で紹介した基金の創始者の追悼説教で、基金の設立が詳述される事例をいくつか紹介しよう。ヴァールブルクの代官ブルヒャルト・フォン・クラムは一五七二年に遺言を作成し、オッフェンゼンの教区と教会のために何がしかの遺贈

をした。バデツケンシュテットの特別教区監督で牧師のヨアヒム・アウエ（生年不詳―一五九五年）が、一五八七年にクラムのために追悼説教を行った。この説教師によると、クラムは古い貴族家門の出身で、父はブルヒャルト・フォン・クラム、母はアルムガルト・フォン・フェルトハイムといった。両親は若いクラムを数年学校に通わせたと、やがて彼は「学校から宮廷に矛先を転じ」、伯や大司教、公の宮廷で自分の職務を果たした。説教師によれば、彼は「凡人」ではなく、神から「絶妙な才」を授かっていた。彼には「思慮分別の才、貴族の勇猛な気風、真理、規律、美徳、誠実」が見られるという。^②これらの文言にはクラムを伝統的な貴族の美徳によって称えようとする説教者の意図が強くにじむ。

ブルヒャルト・フォン・クラムのキリスト教徒としての功労に関する記述のなかに、教会の保護や慈善に関する言及もある。彼は何年も前から荒れたままになっていたエルバーの説教壇を、誠実に再建するのを助けた。クラムは自分の所領から年間四マルターの大麦を提供するよう指示した。そして当地在住の他の貴族もこの範に倣ったという。さらに救貧に関する以下の記述が続く。「彼は貧者に対しても慈悲深く寛大であった。毎日、それどころか毎食、彼らに彼の食卓から施しを届けさせ、与えた。彼はわたしの家に何度も大麦を二、三ないし四ヒムテン送ってよこし、わたしがこれを挽き、焼いて、在宅貧者に配らせるのを望んだ。彼はこれを毎年一度、二度ないし三度やった。彼は自分の貧者や臣民に対しても寛大で慈愛に溢れた。彼らに毎年パンと穀物の種を貸し与えた。」^③前半の教会の保護に関する記述は、クラムが一五七二年の遺言で遺贈した内容とは必ずしも符合しないが、きつと事実には違いない。一方で後半の貧者の保護に関する記述は、多分に常套句を含んでおり、どこまでが事実かを判別するのは困難である。しかし両方がクラムの名誉を称揚するために言及されていることは間違いない。ここでは教会や貧者の保護に関する実績は、量的にも質的にも追悼説教の大切な部分を占めている。

つぎにシェーニンゲンの救貧院のための基金を創始したエルンスト・フリードリヒ・フォン・ヴィルデンシュタインのために、一六七三年に牧師エザイアス・ハイアー（生没年不詳）が行った追悼説教を考察する。最初にヴィルデンシュ

タイン家の出自が振り返られ、その「貴族としての出生」とそこから得られる「名誉の思い出」が紹介される。ヴィルデンシュタイン家がシュレージエン出身の亡命貴族であることが確認される。彼の両親はプロテスタント信仰が災いしてシュレージエンの全所領を没収され、息子に勉学を続けさせるための資財を失った。両親の仲介でヴィルデンシュタインは、一六一六年ミュンスターベルク／エルスの公妃ゾフィー・カタリーナの側用人になった。彼は一六二六年までそこに仕え、貴族としての立ち居振る舞いや学問を学んだ。これ以後彼は有力者の宮廷に出仕し、主馬頭を務めるまでになった。一六四〇年にはブラウンシュヴァイクの公妃アンナ・ゾフィーに主馬頭に取り立てられ、同年シェーニンゲン要塞の隊長に任命された^⑤。

彼の教会と貧者の保護に関する紹介はひときわ詳細である。彼は、計画されていたが、まだ制作の途上であった市の教会のオルガンを完成させた。そのさい未納であった小さくない費用を彼は提供した。当地の救貧院はクラウスと呼ばれた。それが老朽化していたので新しく改修させたばかりでなく、一二〇六〇グルデンの基金を「キリスト教徒として貴族的に、また慈悲深く」付与した。彼はクラウスの完成後キリスト教的な落成式を行わせ、「聖三位一体」と命名させ、その設立文書と規則も起草させた。そして彼は「遺言で上級貴族の同僚たちと一緒に、また彼らと並んで当然この救貧院を特許状で保証した」^⑥。三章で紹介した公文書館史料との間に相違が見られる。基金の額が異なる（二二六〇〇グルデンと二二〇六〇グルデン）のはどちらかのケアレスミスであるとしても、クラウスと呼ばれた先行施設の処遇に関する説明は両者で明らかに異なる。しかし基本的な話の大筋に大きな違いは見られない。追悼説教の作者が故人の慈善活動を強引にまとめようとした結果生じた齟齬と考えるとよさそうだ。いずれにしてもこの作者は教会や貧者の保護のための基金の設立を貴族の徳目の一つに数えている。

以上二つの例は故人の生前の慈善行為を名誉ある活動として高く評価した。故人を偲ぶ会葬の場でなされる追悼説教で、基金による各種の支援活動はやはり故人の名誉を高めるために積極的に言及されたのであろうか。答えは否である。わた

しの調べた限りでは、この二つは稀有な例外に属する。基金の創始者に対する追悼説教で、彼らの慈善に対する評価は、慈善の実際とあまり関係しない一種の常套句で形容される傾向があった。枢密顧問官で鉱山長官を務めたフリッツ・フォン・ハイムブルクは、ブランケンブルク伯領の諸教会とミヒエルシュタイン修道院のために遺贈を行った。一六九〇年ニコラウス・ザウアーヴァルト（一六三八―一七二二年）が彼に捧げた追悼説教では、その遺贈自体には何も言及がなされない。彼の慈善については、実際のできごとに関係づけられることはなく、むしろ至極一般的な形で語られるに過ぎない。彼は「大学生、他には貧者に対しても」、いつも「気前よく、親切で慈悲深かったので」、「飢えたものに食べさせ、渴いたものに飲ませ、裸のものに服を着せる」といった調子であった。^⑦このような表現はかなり常套的である。

常套句であっても、あればまだよいほうである。それに関する記述がまったくない場合も珍しくない。枢密顧問官で軍事顧問を務めたジークフリート・ユストウス・フォン・ベッティヒャーは、すでに触れたように一七一九年に大学生ばかりでなく手工業徒弟も支援するユニークな助成基金を設立した。宮廷説教師のフィリップ・ルートヴィヒ・ドライスイツヒマルク（一六七六―一七五〇年）が彼に捧げた弔辞には、不思議なことに故人が起こした基金への言及がまったくない。

説教師は亡き枢密顧問官が「政治家を偉大にする四つの資質」に恵まれていたという。その四つとは、一に「勇氣」、二に「利口」、三に「名譽」、四に「良識」である。勇氣と利口のつぎに名譽が来る。作者は亡き枢密顧問官から聞いた話としてつぎのように伝えている。「名譽を求めない人は名譽に値しない。」だから彼は生よりも名譽を愛したと。^⑧軍事顧問に対する追悼説教で、説教師は故人の武人としての譽れを強調することに忙しい。いずれにしても軍事顧問である彼のために捧げられた追悼説教では、助成基金をはじめ彼の善行が話題に上ることはなかった。

シェーニンゲンの無料の食卓の創始者である公妃アンナ・ゾフィーのための追悼説教は、王侯の追悼説教の典型である。公妃の性格描写は、その他の王侯の場合と同じく、父方、母方の高貴な出自の紹介から始まる。世俗の功績は言及されこそすれ、取り立てて強調されるわけではない。それにもかかわらずシェーニンゲンのラテン語学校に対する支援は、かな

り詳しく紹介される。公妃は称賛すべき学校監督を行い、これを最期の時まで巨額の費用で継続したばかりか、将来の学校の存続のために莫大な金額も手配した。それは公妃に「不朽の名譽」を与えた。例の無料の食卓が公妃によって創始されたという事実はどこにも記されていない。それは公妃のラテン語学校への手厚い財政支援という記述に解消されている。公妃のために追悼説教を行ったのが、公妃の実家ブランデンブルク選帝侯国の宮廷説教師で、教会役員のバルトロメーウス・シュトゥツシュ（一六〇四—一六八六年）であつたことに留意する必要がある。これはブランデンブルク側にも利益のある活動であり、両サイドの懸け橋になり得る活動として評価されているのである。したがってここは助成財団の創設に対する社会的評価を読む場面ではない。

ヴィッテンベルク大学で学ぶ領邦出身の学生を支援する大きな助成財団を創始したエリザベート・フォン・ザルダールのために、ブランシュヴァイク公国教区監督のヨハン・ヴァーグナー（一五五九—一六二二年）が追悼説教を行った。彼女は彼女が神の名譽のために教会、学校、その他の宗教施設を手厚く支援したこと、さらに慈善基金を通じて死後も援助するであろうことを強調する。基金は彼女のキリスト教的な徳目の一つとして、現世的な名譽とまったく関係なく称賛される。しかし作者はその業務にこれ以上詳しく立ち入ることはしない。作者の言葉を借りれば、「すべてを個別に称賛するのは不要と思われる。なぜならそれは当市（ブランシュヴァイク——筆者補）だけでなく、その他の多くの地所でもよく知られているからだ。」^⑩その他の地所でよく知られた活動ということで、先述した助成財団が特に作者の念頭にあつたと見て間違いない。説教師が貴族の名譽のために彼らが慈善に携わっていることに触れることはあつた。しかしその具体的な内容を明かす必要は感じられなかった。君侯や貴族にとっては出自の貴さこそが彼らの名譽の源泉であつて、自らの名譽を顕彰するのに、殊更基金の創設者という功績をもちだす必要はなかったのである。

それでは最初に紹介したブルヒャルト・フォン・クラムとエルンスト・フリードリヒ・フォン・ヴィルデンシュタインのケースは、どのように理解すべきであろうか。ブルヒャルト・フォン・クラムは彼の二人のいとこ、フランツとブルヒ

ヤルトとの係争に久しく苦しんでいた。彼と妻アルムガルト・フォン・マーレンホルツには子がなく、一五五〇年代以降いとこたちとの間に相続をめぐる紛争が持ち上がったようである。ブルヒヤルト・フォン・クラムは一五八四年に妻の老後の生活用資産を確保するために文書を作成している。それによると妻は彼の死後エルバーから毎年二五マルターの大麦と二五マルターの燕麦を受け取るようになっていた。またエルバーの五つの荘園からそれぞれ一二マルター、合計六〇マルターの穀物と、賦役労働を得ることになった。結婚の際に持参した嫁資の代わりに近隣の荘園の半分もそれに含まれることになった。この契約はユリウス公と二人の相続人、すなわちフランチとブルヒヤルトの承認を得た。^⑩

しかしいとこたちの「隠居分」に対する要求はその後もやまなかったようである。一五八七年のヨアヒム・アウエの追悼説教は、いとこたちの要求からアルムガルトが相続した遺産を守るという明確な動機に裏打ちされていた。それは珍しく党派的な色彩を帯びた追悼説教であった。説教師は説教中ではいとこたちとの紛争、和解、そして彼らに対する故人の赦しに四度も触れている。^⑪すでに見たように、クラムは一五七二年に作成させた遺言でオッフエンゼンの教会と教区のために遺贈を行った。しかし追悼説教ではエルバーの説教壇の改修、再興のための尽力が称えられた。寡婦の隠居分を守るという課題があったのだとすれば、説教師がエルバーにおける慈善という話題を選択したのも合点が行く。ブルヒヤルト・フォン・クラムと彼の寡婦は、生前のクラムの地域貢献を積極的にアピールしなければならない事情を抱えていたのである。

エルンスト・フリードリヒ・フォン・ヴィルデンシュタインの場合はどうか。すでに見たように、彼はシュレージエン出身の亡命貴族家系の出であった。当地の貴族社会に受け入れられるために、貴族としての貴族のための地域貢献を積極的にアピールする必要があった。彼が設立のために多大な尽力を払った聖三位一体救貧院の募集用件には、シュレージエン出身者を優先するという旨の文言があった。しかし彼に捧げられた追悼説教では、同郷者を優遇するという内容は完璧に伏せられていた。これは決して偶然とは思えない。追悼説教で貴族の支援活動が詳述される場合には、そうしなければ

ならない特別な事情があったのである。

市民階級はどうか。市民階級は特に助成財団を興し、支援活動に関与した。しかし市民家系出身者によって創始された基金の場合、發起人を突き止めるのが難しく、よしんば突き止めたとしても追悼説教がない場合が多い。考察できたのはフランツ・カルムとヨハン・カマンの二人だけである。ブラウシュヴァイクの商人フランツ・カルムのために、一六五六年七月一九日ルター派の葬儀が営まれた。ブラウシュヴァイク公国の宮廷説教師ブランドーヌス・デートリウス（一六〇七—一六八八年）が、追悼説教で故人の身上を紹介した。^⑬それによるとフランツ・カルムは、「ブラウシュヴァイクの一市域ハーゲンの都市貴族で、功績の多い市長でもあった。」父の死後一五七九年に、彼はこの世に生を享けた。母の手で彼は一三歳まで育てられ、学校に通った。しかし彼は「商人稼業に特別に憧れ」があったので、一五九二年ハンプルクに送られた。ハンプルクで四年、アムステルダムでさらに二年修業を積み、一五九八年にドレスデンにあった兄弟の商会の支店に呼び戻された。一六〇五年に独立して自分の店をもち、一六二五年までそれを経営した。この年店をたたみ、ブラウシュヴァイクに戻った。^⑭

説教師はキリスト者としてのカルムの活動、とりわけ彼の慈善活動を高く評価する。説教師は「故人の最後の意思」や「遺言」を参照したに違いない。それは故人が死後に「教会、学校、救貧院で、教会信者のために惜しみなく遺贈するつもりであった」ことを証言する。^⑮また「神の栄光」のために彼が行ったことに報いがあるという。最後に説教師はカルムの功績を聖書からの豊富な引用で称え、敬虔な、天福に預かったフランツ・カルムが教会と信徒に多大な遺贈を行い、死後も「不朽の名声」を得たと述べて彼の善行に関する説明を終える。^⑯説教は助成財団の設立というカルムの慈善行為の具体的な事象に触れることはない。それはむしろ観念的、抽象的に、どちらかといえば一般論に近い形で展開される。それでも市民の慈善は故人の名誉ばかりか神の名誉を高めるものとして、すこぶる高い評価を受けている。慈善の徳目としての意義は、貴族階級よりも市民階級でむしろ大きかった。

法律顧問のヨハン・カマンは父から私設図書館と助成財団を引き継ぎ、それを拡充した。一六四九年、彼のために宮廷説教師のブランドーヌス・デートリウスが追悼説教を行った。^⑦彼の父方、母方の祖先の紹介にはじまり、学歴、職歴の紹介に移る。彼は一六〇二年まで聖エグディウス教会のラテン語学校、さらに聖カタリーナ校で学び、同年ハノーファーの学校に送られた。一六〇五年にヘルムシュテット大学で法学の勉強をはじめ、その後それをヴィッテンベルク、イエナ、ロストック、ギーセン、ケルン、再びギーセン、ハイデルベルク、テュービンゲンの順に各大学で続け、一六二二年にブラウンシュヴァイクの市参事会によって秘書に任用された。一六一九年にはギーセン大学で法学博士を取得した。一六二四年にブラウンシュヴァイク市の法律顧問に任命された。^⑧

彼の敬神に関する記述でも、市在住者が被追放者かを問わず、貧者に対する慈悲と寛大が強調される。教会や学校に対しても彼は寛大であつた。彼は当地の三つの学校で寄贈を行い、数年来それを続けてきた。^⑨学校に対する支援の強調は、先に見たフランツ・カラムに対する追悼説教と共通する。しかしここではその紹介はさらに細部に及ぶ。「彼はこれらの学校の特別なバトロンのであり、その名誉教師でもあつた。」事情が許せば試験官としても立ち会つたことが述べられたのち、生徒に対する支援に話は移る。彼は「親愛なる青年を勤勉へと促し、勉学において進んで彼らを助け、助成した。」^⑩ここで説教師の念頭には、カマンが父から継承した助成基金があつたと見て間違いない。市民階級の追悼説教では、学校に対する漠然とした支援の記述ばかりでなく、助成基金による支援の紹介もあつたのである。

以上の追悼説教の考察から、基金の設立に対する評価の大まかな傾向を二つ指摘したい。三章で見たように、近世のブラウンシュヴァイク公国の民間の支援活動には二つの重点領域があつた。教会や貧者の保護を旨とする福祉財団と教育支援の助成財団である。追悼説教ではどちらかというと慈善の徳目として福祉財団のほうが高く評価される傾向があつた。第二に、市民階級の追悼説教では、財団発起人としてあげた善行を当人の名誉のために積極的に取りあげる傾向があつた。いっぽう貴族階級の場合は善行ではなく血統こそが名誉の源泉であり、発起人としての善行をむしろ伏せる傾向があつた。

彼らのなかで善行を積極的にアピールしたのは、親族間の内紛を抱えていたり、新参であつたり、とにかく地域貢献を顕示したい、いささかわけありの貴族だったのである。

- (7) 聖徳太子の御遺言に於て、下位の諸國を參照し、Lenz, Rudolf (Hg.), *Leichenpredigten als Quelle historischer Wissenschaft*, Bd. 1-4, Stuttgart 1975-2004. 聖王の Burnett, Amy Nelson, "To Oblige My Brethren": The Reformed Funeral Sermons of Johan Brändmüller, in: *Sixteenth Century Journal XXXVII*.1, 2006, p. 37-54.
- (8) Aue, Joachim, *Leichpredigt Bey der Begrebnis/ weiland des Edlen/ Gestrenghen und Ehrnuesten Burcharts von Cramm des Eltern/ Fürstlich. Braunschweigischen Raths und Stathalters/* —, Wolfenbüttel 1587, S. E iv.
- (9) Ebenda, S. F i. 各段のトナリーの大家は『一〇キロンノヤ』、トナリーの大家は『一〇キロンノヤ』。
- (10) Heyer, Isaiaß, *Eine Christliche Leich = Predigt. Über die traurrige Klage des leidenden Herrn Jesu über grosse Arbeit und Mühe/ so wir ihme mit unsern Sünden und Missethaten gemacht haben: aus den Propheten Esaiä Cap. 43. vers. 24. & 25. Bey der Hoch = Adlichen Leich = Begängnis Des Weyland/ Hoch = Woldegebohrnen Herrn/ Hrn. Ernst Friedrichs von Wildenstein/* —, Halberstadt 1674, S. F i.
- (11) Ebenda, S. F iii f.
- (12) Ebenda, S. G iii.
- (13) Sauwaldt, Nicolaus, *Der Sterbenden Urtheil und Vortheil vom Tode: Nach Anweisung des Haub-Lehrers Strachs. Cap. XLI. — O Tod wie bitter bistu! wenn an dich gedachtet [et] c. Ueber dem Wohlseigen Absterben Das — Herrn Fritz von Heimbürg/* —, Wolfenbüttel 1690, S. 82.
- (14) Dreyßigmark, Philipp Ludwig, *Trauer = Rede über den höchst = bedauerngen tödlichen Hintir Dieß weyland Hoch = Wol = Gebornnen Herrn/ Hrn. Siegfried Justus von Bötitcher/* —, Wolfenbüttel 1721, S. B iv.
- (15) Stosch, Bartholomäus, *Kampf und Sieg der Kinder Gottes/ Bey dem Leich = Begängniß Der weiland Durchlauchtigen Frauen/ Prauen Anna Sophia/ Geborner aus Churfürstlichem Stamme der Marggraffen zu Brandenburg/ Herzoginn zu Braunschweig und Lüneburg Wittwen/* —, Berlin 1660, S. 61.
- (16) Wagner, Johann, *Collatio Presentis & futuræ viæ, Et huius recte acquirendi modus. Das ist: Vergleichung dieses und des zukünftigen Lebens/ Und wie man möge das Ewige leben erlangen: Bey der Ansehenlichen Adlichen Leichbegängniß/ Der Edllen — Frauen Ilsa von Salder seliger/ Des — Ernwesten Fritz von der Schultenburg seligen nachgelassenen Widwen.* —, Braunschweig 1607, S. H iii.
- (17) Leibzuchbrief des Burhard von Cramm (30. April 1584), in: Niedersächsisches Staatarchiv Wolfenbüttel, 27 Alt Nr. 692, Bl. 157ff.
- (18) Aue, a. a. O., S. E iii, F i, F ii und F iv.
- (19) トナリーヌ・ド・ネーデルラントの書簡に於ける Art Daettius, Brandanus, in: *BBL*, S. 164.
- (20) Daetrius, Brandanus, *Hols jörlche Hoffnung und geduld/ aus dessen bekänniß cap. XIX. 25, 26, 27. Bey Christlicher*

- Leibgängerin* Des weyländ Ernnvesten und Vorcharn Hin.
 Fronten Kalm/ —, Braunschweig 1556, S. E ii f
 ⑮ *Ebenda*, S. E iii.
 ⑯ *Ebenda*, S. E iv.
 ⑰ Daetrinus, Brandanus, *Tägliche Gebet = Vbung eines Bußfertigen/*
 — / *Schaffe in mir Gott ein reines Hertz/ etc. Bey Christlicher und*
 Volreicher Leich = Bestattung Des Weyland Ehrenvesten/ Groß =
 Achbarn und Hochgelahrten Herrn Johannis Cammani, —,
 Braunschweig 1649.
 ⑱ Daetrinus, a. a. O., S. F i ff 211-212 参照。 Wiesner a. a. O., S. 132f.
 ⑲ Daetrinus, *Tägliche Gebet = Vbung*, S. F iv - G i.
 ⑳ *Ebenda*, S. G i.

終章 財団・贈与の比較史のために

筆者は宗派・地域比較史の観点から財団史を考察することを目指している。そのためには宗派や地域を代えてさらに事例研究を積む必要がある。本稿は今後の比較史研究のための指標となる一つのモデルケースを構築できたと考える。

最後に当時の日本の状況との比較のために一つ布石を打って考察を終えたい。現在のドイツには「良いことをしたら、それについて語れ」「Tue Gutes und rede darüber」という格言がある。良いことをするのは名譽のためで、それが人に知らなければ何にもならないという意味のようである。もとは滅多に良いことをしないのに、たまにすると鬼の首でも取ったかのように大袈裟に吹聴して回るような輩をからかう格言だったらしい。いつニュアンスの転換が起こったのかは定かではない。ここでの考察結果に照らすならば、市民階級やわけあり貴族の生き方がやがて主流になったということであろうか。これに対して江戸時代の日本の民間支援活動を支えた地方の豪商たちは、「陰徳に陽報あり」をモットーにしたという^①。名譽を求めるのではなく、人知れず黙ってよいことをすれば必ず報いがある。陽報にはいろんな形が考えられるが、物的な利益もそこには含まれよう。近代の資本主義社会へのうねりのなかで、名譽を求める善行はとかく実利に流れやすい時代の風潮に抗して生き残り、ともすれば利益に傾きやすい善行は新たな時代の潮流に飲み込まれ、磨滅してしまつたのであろうか。さらに考察を続けたい。

① 大垣、前掲書、一八三頁以下。

【付記】 本稿は、平成二四～二六年度科学研究費補助金・基盤研究（B）「東アジアと日本の「西洋史学」——史学史の再考」（研究課題番号二四三三〇一四七）と、平成二六～二八年度科学研究費補助金・基盤研究（C）「プロテスタンティズムの倫理と贈与主義の精神——財団と宗派化の学際的研究——」（研究課題番号二六三七〇八六五）による研究成果の一部である。

（大阪府立大学人間社会学研究科准教授）

Stiftungsgeschichte im Herzogtum Braunschweig in der Frühen Neuzeit

von

SASAKI Hiromitsu

Das Stiftungswesen befindet sich im gegenwärtigen Deutschland im Gegensatz zum zeitgenössischen Japan im Wachstum. Den Ursprung dieser Entwicklung kann man schon in der Frühen Neuzeit finden. Aber die Stiftungsgeschichte im Deutschland der Frühen Neuzeit ist noch kaum erforscht. Es wird oft darauf hingewiesen, dass die frühneuzeitliche Geschichte aus konfessions- und regionsvergleichender Perspektive analysiert werden soll. Ich halte es deshalb für diese Epoche für wichtig, auch die zeitgenössische Stiftungsgeschichte unter einem solchen Gesichtspunkt zu betrachten. Denn die Zielsetzung des Stiftens, so scheint es, war sowohl zwischen den unterschiedlichen christlichen Konfessionen als auch zwischen den verschiedenen Regionen innerhalb derselben Konfession jeweils anders gelagert. Aus diesem Grund habe ich mich im Rahmen einer Fallstudie zunächst mit der Stiftungsgeschichte des Luthertums am Beispiel des frühneuzeitlichen Herzogtums Braunschweig beschäftigt, um damit im Rahmen eines künftigen Projekts die europäische Stiftungsgeschichte in vergleichender und umfassender Weise zu konzipieren.

Die Stiftungszwecke lagen im Herzogtum Braunschweig traditionell in der Fürsorge für Arme, Alte, Kranke, Witwen und Waisen und in der Unterhaltung von Kirchenpersonal. Aber auch die Ausbildung von Studenten und Schülern und manchmal auch die Lehre von Handwerkern wurden gefördert. Ich konnte aus Archivalien 104 Wohlfahrts- und 58 Stipendienstiftungen zwischen 1500 und 1800 ermitteln. Die Zahl der Gründungen von Stiftungen in dieser Epoche betrug damit insgesamt 162. Aus dem Zensus im Ortsverzeichnis geht hervor, dass es um 1800 im Herzogtum Braunschweig etwa 190.000 Bewohner gab. Aus den archivalischen Rechnungen und Listen kann man belegen, dass um 1800 29 von den genannten 162 Stiftungen existierten. Auf 100.000 Bewohner wären demnach mindestens 15 bis 16 Stiftungen gekommen. Stiftungen waren zu

dieser Zeit nicht ungewöhnlich. Im Herzogtum Braunschweig zeigten sich bereits in der Frühen Neuzeit Ansätze zu einer modernen Stiftungsgesellschaft.

Ferner habe ich mich mit den Leichenpredigten für die Stifter auseinandergesetzt, um die soziale Funktion des Stiftens zu bewerten. Das Ende des 16. Jahrhunderts neuentstandene Bürgertum und diejenige Mitglieder des Adels, die sich in einer schlechteren sozialen oder wirtschaftlichen Situation befanden, wollten mit ihren Stiftungen Ehre erlangen. Um Ehre ging es zwar auch in den Leichenpredigten für die den alten Werten des Standes verbundenen Adeligen. Bei ihnen wurde Nachruhm jedoch vielmehr dadurch erzielt, indem nicht zu viel von ihren Wohltaten geredet wurde. Das scheint mir ein ganz zentraler Unterschied zu bürgerlichen Stiftungen zu sein. Das Stiften wurde durch Ehre motiviert, ob davon gesprochen wurde oder nicht. Am Ende sei darauf hingewiesen, dass im Laufe der Zeit die Wertvorstellungen der bürgerlichen Stifter immer mehr im Vordergrund stehen werden.

The Training of High-Ranking Officials in France in the Second Half
of the Nineteenth Century: The *Auditorat* in the *Conseil d'État*
under the Second Empire and the Third Republic.

by

OKAMOTO Taku

This article discusses how high-ranking officials were trained under the essentially different political systems of France's Second Empire and Third Republic during the second half of the nineteenth century, when the outline of the public employee system of modern France was gradually being established. The author takes up the case of *Auditorat* in the *Conseil d'État*, focusing on the logic behind the recruitment and training of its administrative officials, and has confirmed the following points.

The author first finds that the Second Empire intended to use a list of candidates for *auditeur* and applications to recruit candidates who had sufficient capabilities, including career record and personal character, as well as the contributions of his family line to the state, and possession of